

第5回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成25年6月20日（木）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成25年6月20日（木）午後2時54分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
 - 5番 丸山 明君
 - 7番 原田 素代君
 - 9番 行本 恭庸君
 - 13番 福木 京子君
 - 14番 佐藤 武文君
 - 17番 実盛 祥五君
 - 18番 小田百合子君
- 5 欠席委員
なし
- 6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	安井 栄一君
総 務 部 長	池本 耕治君	市民生活部長	小坂 孝男君
市民生活部参与 保健福祉部参与兼 社会福祉課長兼 子育て支援課長	藤井 清人君	保健福祉部長	奥本 伸一君
熊山支所長兼 赤磐市民病院事務長	岩藤 正人君	赤坂支所長	森 章君
市 民 課 長	山田 長俊君	吉井支所長	榎原 哲哉君
健康増進課長	鶴海 恵子君	環 境 課 長	黒田 靖之君
赤坂支所 市民生活課長	岩本 武明君	介護保険課長	藤原 康子君
吉井支所 市民生活課長	林 哲久君	熊山支所 市民生活課長	新本 和代君
熊山支所 健康福祉課長	歳森 正年君	赤坂支所 健康福祉課長	元宗 昭二君
	藤原 利一君	吉井支所 健康福祉課長	長田 忠芳君
- 7 事務局職員出席者

議会事務局長	富山 義昭君	主 幹	原田 幸子君
--------	--------	-----	--------
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第49号 赤磐市山陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第26号）
 - 2) 議第50号 赤磐市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第27号）
 - 3) 議第51号 赤磐市新型インフルエンザ等対策本部条例（赤磐市条例第28号）
 - 4) 議第53号 地域活動支援センターあかさかの指定管理者の指定について
 - 5) 議第54号 平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）

6) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（福木京子君） ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 本日は、皆様お忙しい中、厚生常任委員会の開催ありがとうございます。

昨日から雨が降っております。先週では田植えが危ぶまれるような渇水状態だったんですけども、先週末から雨が降って、農家の皆様には恵みの雨ということだったんですが、けさ午前3時11分に大雨警報発令されまして、ここ赤磐市のほうでも、本庁でくらし安全課のほうで待機をして情報収集を行っておりました。幸いに特段の被害等もなく、砂川の正崎の水位計も水深1.6メートル以下で推移しているということで、一安心というふうに思ってる状況でございます。

きょうの審議案件につきましては、議第49号、議第50号、議第51号、議第53号、議第54号、これを御審議いただきまして、その他案件としてまた御審議をいただくようになろうかと思っております。よろしく御審議をお願いいたしまして、御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（福木京子君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議第49号赤磐市山陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第26号）から議第54号平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）までの5件であります。

それではまず、議第49号赤磐市山陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（奥本伸一君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、奥本部長。

○保健福祉部長（奥本伸一君） 補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（福木京子君） 補足説明がないということなので、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この対照表に沿って御説明をいただけるといいんですけど、議第49号のところで、総合センター条例が法律が変わったことによる指定が変わることなのですが、まず事業と3条の、それから14条のそのサービスの内訳と利用料金の変更、これ中身について説明を求めたいと思います。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） それでは、条例改正議案新旧対照表のほうで御説明させていただいてよろしいですかね。

○委員長（福木京子君） どこへ資料が。

ありますか。いいですか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 2ページのほうで、赤磐市山陽総合福祉センター条例ということで、左側に改正後、右側に現行を用意しとります。

事業の第3条でございますが、今まで身体障害者福祉法に基づくデイサービス事業ということで……。

○委員長（福木京子君） ちょっと待ってください。ちょっと探してる。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） そうですか。済いません。

○委員長（福木京子君） あります。

○委員（佐藤武文君） いやいや、やってくれたらええ。

○委員長（福木京子君） いいですか。よろしいです。

はい、どうぞ。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 基本的に身体障害の方のデイサービスということで始めておりましたものが、障害者自立支援法になりまして、その後障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということで、生活介護事業ということでデイサービスなんですけど、その中で3障害、身体障害、知的障害、精神障害の方がどなたでも通所ができるようにということで、ここで障害者の総合支援法に基づくものということで改正をお願いするものでございます。現在は、7名の方が利用されておられまして、主に身体障害の方です。ただ、重複で知的障害と身体障害をお持ちの方も中には通所されておられます。そういう状況でございます。

それから、第14条のほうでございますが、利用料につきましては、第3条第1号、3号というのが、現行のほうでは第1号につきましては身体障害者福祉法に基づくデイサービス、それから第3号につきましては介護保険法に基づく通所介護事業及び訪問介護事業ということで、第3条第1号と第3号について介護保険法に基づくものを障害者のほうも適用するというふうなことにしておりましたが、新しい第14条の第1号では第3条第1号に掲げる事業ということで、障害者総合支援法に基づくデイサービス等については障害者総合支援法に基づき厚生労働大臣が定める基準の額とすると、それから2号としまして第3条第3号に掲げる事業というのが介護保険法に基づく通所介護と訪問介護なものですから、それについては介護保険法に基づく厚生労働大臣の定める基準の額とする、それ以外のものにつきましては市長が別に定めると

ということで、条例の改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ややこしいんですけど、要するに基本になる法律が身体障害者福祉法から障害者総合支援法に変わったことによる運用の見直しというふうにまず理解したらいいですね。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） はい。

○委員（原田素代君） 1つ、第3条の1のところのデイサービス事業であった、以前は、それが生活介護事業に変わったというこの言葉は実質は変わらないのかどうかということをまず1つ。

それから、料金のことでですけど、具体的には現状の身体障害者福祉法で定めてきた料金と新しい体制の障害者総合福祉支援法に基づく基準と介護保険法に基づく基準と、これは比較するとどういうふうになるのかということについて教えてください。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） デイサービス事業ということで、内容的には生活介護事業というのがデイサービスが入りますので内容的には変わりません。

それから、利用料金につきましては、今まで身体障害者のデイサービスについても介護保険の基準でもって本人負担をしておりましたが、今度は障害者総合支援法に基づくものになりますので、下がるのと、1割になるので、市民税課税の世帯は1割で同じですが、市民税が非課税の方等については利用負担がゼロということで下げるケースがあると思います。それから、介護保険に基づくものは通常1割ですので、そのまま変わらないということでございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 総論的には、3障害が従来の身体障害者だけだったのが精神と知的が入ったということで枠が広がって、利用者にとっては幅が広がるというふうに理解していいというふうに思っていますか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） そうです、3障害ともに利用可能ということで。

ただ、この事業所の指定は、介護保険の事業所の指定をとったもので、余力があればやると

いうふうな事業になりますので、ですからあくまで基本は介護保険の通所介護の事業所であると。そこが、やれる可能性があれば、やってもいいというふうな分で県の認可をとっておりますので、現在のところは7人で、基本的には身体障害の方、ただ重複の障害をお持ちの身体障害でなおかつ知的障害のある方なども利用はされてます。ですから、3障害が使える可能性は十分あるということです。

以上です。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい、結構です。

○委員長（福木京子君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第50号赤磐市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第27号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いをいたします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 補足説明ございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（福木京子君） ないの。ないん。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） ありません。はい、済いません。

○委員長（福木京子君） 説明がないようですので、質疑がありましたら、どうぞ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） これも、対照表で説明いただくとわかりやすいかなと思います。

次ページの3ページです。

まず、これももちろん法改正によるものなんですが、現行では自立支援という審査会の名称が自立支援審査会ですが、改正後は支援区分審査会になるという、この自立支援と支援区分という実態としてどういうふうに違うのかということをお聞きします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 実態は、全く変わりません。ですから、障害者の認定の区分が6段階、自立と、あとは6段階ありますので、内容的に

は一切変わりませんし、審査内容についても一切変わりません。ですから、呼び方の変更を
するということです。

○委員（原田素代君） 承知しました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第51号赤磐市新型インフルエンザ等対策本部条例（赤磐市条例第28号）を議題と
し、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いをいたします。

○保健福祉部長（奥本伸一君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、奥本部長。

○保健福祉部長（奥本伸一君） 補足説明はございません。よろしくお願いいいたします。

○委員長（福木京子君） 説明がもうないということなんですが、それではこれから質疑を受
けたいと思います。

質疑ありませんか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 先日に一般質問でもちょっとこれ出てたような気はするんですけ
ど、ちょっと十分把握できてなかったもんですから。

これも、新しくここで新型インフルエンザっていうんですか、今までなかったようなものが
できると。平成24年法律ということですから、比較的新しい法律に基づいてできたということ
ですね。ここに書いてあることは、逐一形のことを書いてあるんですが、目的とか組織とか内
容について書いてあるんですけども、これ実際に赤磐市でいつからっていうか、きょう提出で
すから、この公布の日からって、これ決まれば公布されるということになるんでしょうけど
も、それに基づいて実際のこの本部を動かしていくためにも、必要なマニュアルってこの間ち
よつと言われてたような気がすんですけども、もうつくられてるというふうなことだと思っ
てんですけども、ちょっとそのあたりの内容をわかるように教えてほしいんですけども。ここ
に書いてあることはわかったんですが、これが実際に動いていく段階でどういふことを今進め
られてるのか、執行体制のほうをちょっと説明願いたいと思います。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） 岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） この新型インフルエンザの実際の動きにつきましては、行動

計画というものをそれぞれつくるようになってきます。今政府におきましては、政府の行動計画ができ上がってきます。それを受けまして、今度は県で行動計画をつくります。市では、その県の行動計画を受けまして市の独自の行動計画をつくるような形になっております。実際にそういったこういった新型インフルエンザ等の発生した場合には、その行動計画に基づきまして市で対応をとるような形になってきます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） ということは、まだ国はできてるけども県はまだできてない、それから市もそれを受けてつくるんで、まだそれはできてないっていうふうなことでいいんですね。そうすると、予定としては、これ新型インフルエンザ、今もちょっと変な風疹とかという病気が広がったりしてますけどね。こういうのも、こういう法律ができてやっていくわけですから、早急に体制はつくっておく必要があるかと思えます。

今のところ、県のスケジュール、それからその後のスケジュールでわかってることがあれば教えてください。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 県のほうの行動計画は9月ぐらいには策定するというふうにお聞きしております。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はいはい。

○委員長（福木京子君） 本会議で質疑出されたことについても、もう大体答えられていますかね。よろしいですかね。執行部のほうは、それでもう大体答えられましたかね。本会議の分も考えられといて、ここで答弁をしていただいとったほうがいいと思いますんで、よかったですかね、これは。よろしいですかね。

○副委員長（丸山 明君） いいんですかね、ちょっと。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 本会議でちょっと耳に挟んだと思うんですけど、そのマニュアルにのっとって、もっと詳細なものにのっとってやるというようなお答えがあったと思うんですが、もしそのあたりのことをもう一遍、重複しても結構ですから、ちょっと説明しといてもらいたい。佐々木議員からたしか言われてたと思う。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 現在、赤磐市では、新型インフルエンザ対策行動マニュアルというものを平成22年3月に策定しております。これは、新型インフルエンザが発生したときの対策行動マニュアルでございまして、今度は新型インフルエンザ等に対するマニュアルを作成していくことになっております。この今あります新型インフルエンザ対策行動マニュアルというのは、こういった新型インフルエンザが発生した場合にそれぞれの課でこういったものややっていくかというふうなものを定めたマニュアルでございまして。それぞれの部及び課がこういったようなものややっていくかということで、それぞれの中身といたしましては、相談窓口をどのようにしていくかとか、あとそれから活動体制をどうしていくかとかっていうふうなものを定めたものがこのマニュアルの中に入っております。それに従って行動していくということになってまいります。よろしく願いいたします。

○委員長（福木京子君） よろしいですかね。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 他に質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、これで質疑を終わります。

続いて、議第53号地域活動支援センターあかさかの指定管理者の指定についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いをいたします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 追加、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長（福木京子君） 補足説明がないようです。

それでは、これから質疑を受けたいと思いますが、ありませんか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 済いません。ちょっと今まで余りこういうこともわからないことが多いものですから、多少素人っぽい質問をするかもしれません。

これは、今回、先日ちょっと見に行ったというなこともあるんですが、地域活動センターあかさかとして8月から実際に指定管理者を指定をして活動をやっていくということなんですが、素人っぽい質問で申しわけないんですが、市が管理者を指定をすることで、今までと違ってどういうこれメリットができた、そこら辺ちょっとわかるように教えてもらえりゃあ。8月から指定されますね。その結果、今までとどういう利点、いいこと、おいしいことが出てくるのか、市民にとってですね。その管理者指定制度があるのはわかるんだけど、僕はそ

の意味がもう一つよくわからん。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 今現在、7月末までにつきましては、市から地域活動支援センターⅢ型という委託契約で行っております。ということは、予算の根拠があっても長くても1年間の委託を今やっておりますが、今度はとりあえず2年8カ月、5年でもいいんじゃないかという議案質疑もございましたが、経営の安定性等を見るために、市の内部の指定管理の審議会へかけて2年8カ月ということにしたんですけども、とりあえずそうすると長期的な展望の中で指定管理を受けられる方も経営の方向で福祉に充実して業務ができるということで、長期的な要するに通所者の方の訓練等についても展望を持ってやっていけるというメリットはあるように思います。

それから、市のほうのメリットとすれば、今まで指定管理を700万円ほどお支払いしている、年間ですが、が、今度は障害者総合支援法に基づきます給付になりますので、わかたけ会にしてみれば安定的な収入の確保ができてまして経営的にも安定する可能性が強いかと思います。経営的に安定すれば、やはり通所者にとってみれば、これからずっと通所できるところが安定的に確保できるというメリットはあるかと思えます。

以上でございます。

○副委員長（丸山 明君） はい、ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ないですか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、続いて議第54号平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

それでは、執行部のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。今回は、できるだけある程度詳しくね、詳しくというんですか、できればお願いしたいと思います。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） きょうお渡ししとります厚生常任委員会資料のほうを見ていただければと思います。

1ページはぐっていただきまして、補正予算の中で御質疑ございました。議案の中では10ページの衛生費の清掃費、塵芥処理費の関係の建設工事の請負費100万円ということで御質問ご

ございました。2ページのほうにその場所をおつけしております。今回は、先日見ていただきましたごみ処理施設の用地に、1ページのほう、済いません、1ページのほうに地図をおつけしております。

○委員長（福木京子君） ちょっと待ってくださいよ。どっちの、大きいほうの資料ですね。

○市民生活部長（小坂孝男君） 大きいほう、はい。

○委員長（福木京子君） はい、大きいほうの資料、はい。

○市民生活部長（小坂孝男君） 先日見ていただきましたごみ処理施設の敷地の東側のほうに茶色で塗っておる部分がございます。その部分を、今回道路の路肩のほうを修繕するというものでございます。それから、ブルーの線を書いております、下のほうにも書いておりますが、用地の真ん中のほうに用水路がございましたが、建設のために点線のほうに用水路のつけかえ工事を行っております。右端のほうの東側のほうの部分につけかえ工事行ったりします。そういった関係で、道路の路肩の補強工事を今回行うということで補正予算に計上させていただいております。

補正予算の説明につきましては、以上でございます。

○保健福祉部長（奥本伸一君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、奥本部長。

○保健福祉部長（奥本伸一君） それでは、補正予算の関係で一部資料によりまして追加説明をさせていただきます。

担当課長から説明させていただきます。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 済いません。

補正予算書の9ページの歳出、4目児童福祉施設費の2,051万1,000円の保育園運営費委託料のちょっと補足説明をさせていただきます。

○委員長（福木京子君） 一番下ですね。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） はい。

済いません。

保健福祉部の本日の参考資料の1ページのほうをお願いいたします。保健福祉部の委員会資料の1ページのほうをお願いします。

これが、国が示しとります保育士の処遇改善の概要でございますが、まず目的としましては待機児童の早期解消、赤磐市では待機児童おりませんが、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が問題となっており、保育士の次世代確保対策を推進、離職防止も含めて、一環として保育士の処遇改善に取り組む保育所への資金の交付を行うことにより、保育士の確保に努めるというのが目的でございます。

2番、補助の概要でございますが、保育士の処遇改善のために民間施設給与等改善費というのがあるんですけども、この保育所の運営費とは別枠で保育士等処遇改善臨時特例事業、これはこの段階では仮称となっておりますが、として、都道府県の安心こども基金に国が交付します。交付対象につきましては、私立保育所で、市内にはないんですけど、認定こども園の場合は保育所部分はオーケーということで、の保育士等に対して上乘せの相当額を保育所に交付するというところでございます。米印の2番目で、国が試算しました改善の月額モデルとしましては、保育士、30万円程度の方でしたら一月約8,000円、それから主任保育士については1万円ということで、このやり方は、給与の上乗せ、または一括の手当としてというのは各園の判断に任されるようでございます。交付方法ですが、都道府県の安心こども基金に国から交付して、都道府県から各市町村へ交付した上で、市町村において各保育園に交付するというところでございます。その際、効果の確認として、保育所に対して、初めに処遇改善の計画書を提出していただき、事業完了後は実績報告を求めるものでございます。市内の民間の保育園の10園分を予定しております。

以上が保育士の処遇改善で、続きまして補正予算の10ページの生活保護費の委託料168万円のシステム補修等委託料の関連ということで、次の2ページのほうをお願いします。

生活保護基準等の見直しということで、生活扶助基準等の見直しの考え方と影響額ということで、国のほうでは3年間で670億円ぐらいをちょっと減少ということで考えとるようで、25年度の効果額は約150億円というふうに考えてるようです。それで、今回の生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢、世帯人員、地域差による影響を調整すると、それから前回見直し平成20年以降の物価の動向を勘案するというところで、合計で670億円ぐらいの減額を考えてるようです。生活扶助基準の見直しに当たっては、以下の激変緩和をとということで、25年8月から27年度までの3年間をかけて段階的に下げる、または一部上がる方もおられるんですけども、やるということです。それから、別途としまして、期末一時扶助ということで年末に交付しとりましたものが、現在乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給するため、経済性を勘案するよう見直すということで、例としては、これは都市部だと思うんですけど、お二人の場合2万8,360円が2万2,000円ということで、ちょっとかなり大きな減額でございます。

それから、次のページ3ページのほうに国が示しとります試算表を載せております。一番左に保護世帯の構成をずっと、夫婦と子供1人、30代、20代と4歳、それから一番下の母と子の母子家庭、30代と4歳というふうにしてありますが、減額幅、都市部と町村部ということで、赤磐市のほうは町村部のほうに3-1ということで、級地からいけば町村部のほうに該当しますが、上の夫婦と子供1人、または夫婦と子供2人の場合にはこの8月の段階の減額が三角の一番右側の2引く1のこの2段目ですけども、3,000円、それから夫婦と子供2人でしたら5,000円、3年間で行けば、夫婦と子供1人が8,000円、それから夫婦と子供2人の場合が1万

5,000円の月額減額になるようでございます。それから、上から4つ目の60代単身につきましては、町村部については逆に27年度以降については1,000円のプラスになるということでございます。それから、60代夫婦や40から59歳の単身の人についても、そんなに変更がないというような状況で、どちらかといえば、若い方について減額がちょっと行われるような状況でございます。

以上でございます。

○介護保険課長（藤原康子君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） 本日資料お配りしました4ページをお開きください。

歳入では、14款国庫補助地域介護・福祉空間整備等交付金1,500万円としたりしましたが、15款県補助介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金3,000万円に振りかえること、そして歳出につきましても3款地域密着型サービス拠点事業等施設整備交付金から介護基盤緊急整備特別対策事業補助金に振りかえをお願いするものでございます。

また、5月の厚生常任委員会において赤坂地域に計画いたしました小規模多機能型居宅介護整備計画において運転資金として自己資金の増額について報告させていただきました。この事業につきましても、本日の資料の5ページをごらんくださいませ。計画の事業内定者である…

○委員長（福木京子君） ちょっと待ってください。

いい、資料。

○介護保険課長（藤原康子君） 済みません。

○委員長（福木京子君） ちょっと資料見ながらしてください。5ページ。

○介護保険課長（藤原康子君） はい、ありがとうございます。

この事業につきましては、本日、資料5ページをごらんください、計画の事業内定者である株式会社アカイワベリーにつきましては、平成21年11月に地域に密着した介護関連事業、料理教室等のカルチャーセンター事業を行う法人として設立されました。現在営業事業は、料理教室を不定期に開催する程度ですが、看護師またケアマネジャーの事業協力者が出てきたとことです。このたびの分につきましては、第5期の赤磐市介護保険事業計画において地域密着型サービス整備予定として各地域ごとに小規模多機能型居宅介護事業所を整備する計画につきましても、平成24年度事業者の公募をいたしました。その際に、アカイワベリーさんのほうが応募されてこられました。当時2社応募されましたけれども、ヒアリング、審査等で株式会社アカイワベリーの計画を市としては採択いたしました。

きょう、机の上に赤坂地域小規模多機能型居宅介護事業所の整備場所が、赤坂地域の西窪田なんですけれども、その地図とその施設整備の図面を委員さんの皆様には用意させていただいておりますので、御参照ください。

さて、このたびは、この整備計画における現在の建物の刷新のための改修等及びスプリンクラー整備の設置を含めた事業計画が事業内定者から提出されましたので、報告させていただきます。事業費なんですけれども、資料のとおりで、その財源の内訳が、せんだって補助金は1,500万円といたしましたところ、補助金3,000万円に、借入金につきましては前回945万円といたしましたところを1,210万円に、そして自己資金といたしましては5月には1,000万円というように報告させていただきましたが、このたびは1,400万円に変更し運用されていくという計画です。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（福木京子君） 説明はもう全部終わりましたかね。

はい。

それでは、説明が終わりました。

それでは、順次審議をしていきたいと思いますが、まず補正予算書の4ページ、4ページの第2表、繰越明許費補正について、これについて質疑がございませんでしょうか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 前回も、このことについては幾らか提案はいただいていたんですけども、このことに触れる以前の議論が先行してこの議論が十分できなかつたと思っております。

周りの方からもいろいろ声が出ておりますが、前代未聞の繰越明許の対応だとまず思います。事業が始まる前から要するに年度内終了が見通しができないので繰り越させてくださいというのは、通常はありません。市長や担当職員は、前回の提案の際には、大変重要な事業なので慎重にやりたいので、あえて繰り越しをさせてほしいということなのですが、それは十分承知してます。重要な事業です。大変慎重にやるべきだと思いますが、一般的な行政のやり方として、事業始まる前から繰越明許、それも今6月議会ですよ、繰越明許を提案するというのは、何か別に意図があるんじゃないかなあって勘ぐっちゃいました。もう一度、まずこの時期に事業を始める前から繰越明許を提案するということについて、重要だとか慎重にというのはわかるんですが、もう少し何か特別な背景があつてこういう提案をされてるのではないかと想像してしまいますので、それについての的確に御答弁願いたいと思います。

まず、御答弁ください。

○委員長（福木京子君） これは、答弁はどなたに。どなた。どなたがなされますか。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 今回の繰り越しの補正予算を出させていただいたのが、これから入札行為を行うに当たりましては、財源が必要となってきます。入札の公告をするためには財源が必要となってまいります。なおかつ、この事業というのが、大変重要な事業なのでと

ということもありますけども、工期のほうがおよそ8カ月というふうなことを見込んでおりますので、公告を打つときに工期をお示しする必要がございますので、3月31日までですと工期が6カ月しかございませんので、どうしても来年度の完成という形になってまいります、工期的には。なので、ここで繰り越しの補正予算を上げさせていただいたという形になってまいります。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 消費税が上がりますよね、来年から8%、その先また10%。そうすると、来年になると3%の消費税が上がりますが、これを繰越明許することによって3%上がる消費税分を前提として見込んでらっしゃるかどうかが、まず教えてください。

○委員長（福木京子君） どなたが答えられますか。

○保健福祉部長（奥本伸一君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） 奥本部長。

○保健福祉部長（奥本伸一君） 消費税につきましては、来年上がるということで、それは認知いたしておりますけど、入札をいたしますと入札残も発生いたしますので、事業費的にはクリアできるかなと踏んどります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） てことは、要するに、繰り越さないで今スムーズに入札に移行していれば、3%の消費税分の負担はなくなるのにもかかわらず、3%負担がふえるのは覚悟で進めたいというふうに理解したらいいんですか。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 消費税の問題ですけども、8%に上がるっていうことは理解しているところですが、この工事契約に関する消費税の考え方、これは別途契約日以降の収税の値上げの場合の対応というのは、詳細に国等から示されてくると思います。ですから、契約済んでいるものが、その工期内に5%から8%に上昇した場合の消費税の考え方というのは、複雑な計算によるものというふうになるかと思います。前回の3%から5%に上昇したときも、かなり複雑な計算をして工事請負代金等を算出してきた経過がございます。この工事請負も同じような対応になるかと思います。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 同じような対応っていうのは、私は、どちらにしても、通常でしたら

要するに前任の井上市長以下継続した事業として、本来でしたら6月議会に入札の結果が出て事業が進むはずだったわけですよ、私がそういう議論を委員会ですてきましたから。しかし、選挙で友實さんがいろいろ御配慮されて、やりたいということで、それはもちろん市長さんですからおやりになったらいいんですが、実害が出るような事業計画を立てられるのは、これは議会としてそういう前提で議会が議決をしてませんから、これは議会としてはちょっと待ったということをおっしゃるを得ないですよ。3%ふえるのを見込んでこの事業が進むということ想定して議決してませんよ。それについて、執行部として要するに説明ができないわけでしょう、今、市長さんも、いろいろ複雑でと。いろいろ複雑で結果どうなるのかということが想定できない段階で繰越明許すること自身考えられないと思いますが、市長もう一度お尋ねします。

市長に求めます。

○委員長（福木京子君） どうですか。どうしますか、時間要りますか、打ち合わせ。よろしい。

市長を求めとんですね。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） どうしますか。よろしいですか。

○委員（原田素代君） 判断されてんの市長ですから。

○委員長（福木京子君） そうですね。

○委員（原田素代君） 安井さんは、その前任者の副市長なんですから。友實さんが判断されたんだから、友實さんがお答えになるのが筋。

○委員長（福木京子君） そういうことですので、はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 済いません。

私が引き継ぎで伺っていることなんですけども、私が就任が4月17日ですが、それ以前に前市長からこの事業については新体制で新しい市長のもとで事業を起こすもの、すなわち4月17日までは事業の進展をしないという発言があったかのように聞いております。新しい市長の私が判断して、早急に事業の進捗をするための調整をするということで、直ちに着手してるものでございます。したがって、その間の時間的の差というのは最小限になってるという理解でございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 何を言ってるのかなあとありますが、それは委員会でも言っていました。ね、副市長。今の御答弁は、もうそれはあらかじめ私たちは了解しています。事業というのは継続するわけですから、そりゃあ井上市長がそういうふうに誠実に対応されたんでしょう。

わしがやるんじゃとは言わなかった、それは当たり前のことです。ですけど、事業としては、繰り越しをする前提で進んでないわけです。繰り越しをすることによって、明らかに3%の消費税負担分を抱えなきゃいけません。そういうことは、議会は一切了承してません。ここで、そういうふうに説明が十分されない、できないわけですよ、いろいろ複雑でと。いろいろ複雑でどうなるんですかってことが言えないような事業の、まして別に今繰り越さなくても事業進めればいいわけじゃから。これ繰り越ししなきゃとまっちゃうって事業ならわかりますよ。でも、まだ事業これからやるのに繰り越しをさせろっていうなら、そりゃ繰り越しはやめましょうと。とりあえず予定どおり粛々と進めてくださいと、議会としてはそう言わざるを得ない、私たちはそういうふうに議決をしてきたんだから。議会に対してもうちょっと敬意を払っていただけませんか。もう一度、友實市長にお答え願います。

○委員長（福木京子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） この診療所建設事業につきましては、これまでも議会でもお話しさせていただいたとおり、地域の御理解が得られていない、そういう状況の中で強引に進めることは私としてはできない。そういうことから、対話をする時間、これがどうしても必要なということで、繰り越しの手続をとらせていただいているところです。この繰り越しは、適正工期をもって発注をすると、これは自治体として責任の範疇であるというふうに思っております。ですから、こういう形で繰り越した後に適正な工期を確保した発注というのは、どの自治体でも行っている通常のやり方だと、そういう認識でございます。したがって、その間に消費税の上昇等が行われるのは、これはやむを得ないことというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私、前回の委員会でも質問したんですよ。3月25日に選挙が結果が出てますよ。友實市長は、対話主義、現場主義をさんざんおっしゃって、それで多くの票を得られたわけです。しかし、3月25日から前回の委員会まで、あなたは一度も話をしてないわけですよ、前回聞いたら。私だったら、とにかく一生懸命地元入りますよ、このことの重要性を理解してたら。とにかく一刻も早く現場に入って地元の方と話をし、そういう準備が3月25日に結果が出て以降、今3カ月たっても動いてないっていうのは、私は、お時間をいただきたいって、そりゃあ4月17日から市長だから、それまで何もしないって話じゃないわけですから、本当に対話主義、現場主義でやろうと思えば。それを、今さら事態をひっくり返すようなことをして、さらに3%の負担が想定されるような事業を、さらに事業が始まってないのに適正な工期を前提としてって今さらになって繰り越す。二重、三重、四重に理屈が合わないんですよ、友實市長。そこのことについて、もうちょっと議会に対して誠意を求めたいと思うんですけど、どうも友實さん、そりゃあ市長さんですから、執行権者ですから、おやりになるように

おやりになればいいんだけど、この事業っていうのは友實さんがスタートで始めた事業ではなくて、もう2年以上たってるわけです、事業としては。そのプロセスの中で議会も判断してるんです。そういうことを考慮されたら、もうちょっと違う答弁の方法があるんじゃないかと私は思うんですが、もう一度お尋ねしたいんですが、どうですか。

○委員長（福木京子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） この事業がスタートして2年の歳月を費やしてるということをよく私も認識してます。しかしながら、特に熊山地域、それ以外の地域にお住まいの方も含めて多くの方がこの事業に対して理解を示していない、むしろ強硬な反対意見を持っておられる、こういう事実も確かにございます。そういう中で、特にこの診療所が完成した暁には、これを利用する方々というのはやはり熊山地区の方々が中心になるろうかと思えます。そういう利用される方々が大きな反対の声を上げている、こういう状況の中でスタートするというのは行政として適切ではないという考えは私には強くあります。したがって、少しの時間をいただいて、この地域の方々と対話する時間を設ける、あるいは専門家の方の意見を伺う、この時間を確保して、その後に工事に進んでいく、これが行政として当然のことだというふうに私は判断しての今回の手続をとっているところでございます。

それから、地域での対話、これは3月24日以降も私は熊山地区を初めとして数限りなく出かけて行って、さまざまな人とお話しして対話をしてきております。正式に公務として対話をするという回数は就任後になりますけども、それまでにはほぼ毎日熊山の地区の人とお会いしてお話はさせていただいております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 随分違いますね、前回の答弁と。行ってませんとおっしゃったんですよ、あなた。ほぼ毎日熊山に足を運んだとは言わなかった、前回の厚生委員会では。変わったんですね。

それともう一つ、市立診療所は熊山の方の診療所じゃありません。赤磐市立診療所です。熊山の人だけを利用させるような診療所を建てるとお思いでしたら、それは間違いです。

それから、私はすごく気になってるのですが、市民の方の意見と言いますが、赤磐は4万5,000の市民なんです。それは、当然当事者として熊山地域の方たちを優先されるのは当然ですが、市長であれば、熊山の代弁者じゃないのですから、市の医療体制の整備を見通した上で俯瞰的に今何が必要かという策を御自分で判断される責任を今問われてるんです。それを、この間一般質問で多くの議員が説明を求めても、最良な判断をしたい。私たちからすれば、大変侮辱を受けてると思いますよ、議会として決断を出したものに対して。わしが最良の判断をするのだ。判断っていうのは、二者択一ですからね、第3の道がもしおありになるなら教えてく

ださい。進めるのか進めないのか。そりゃ最終的な決定権はあるけれど、私がさっきから言っているように、この事業をじっくりと担ってきた人たちに対して冷や水をぶっかけるような発言ですよ。わしが最良の判断をする。

それからもう一つ、じっくりと説明する時間はありません。一般質問でも言いましたように、医師会に迷惑をかけないとおっしゃったんですよ。6月中に県に友實市長が進めるということをおっしゃらない限り、赤磐医師会はこの間丸2年間準備してきたことが全部破綻します。それは避けるとおっしゃったんですよ。ということは、6月中には県に対して市長は責任ある表明をしなければいけない。今この時期に及んで、十分な説明なんかできるはずがないでしょう、きょうのことはまた後で聞きますけど。随分身勝手じゃないですか、やり方が。私は、今回のこの繰り越しについて、先ほど言った幾つかの点でとても認められる議案ではありません。私としてはそう思う。もう一度、最後に今私が言ってきたことに対して市長としての思いをお答えください。

○委員長（福木京子君） 原田委員、今もう大体最後になりました。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） この診療所の問題につきましては、先ほども申しましたが、地域の方々との対話、これをやらせていただかないことには、この次の方向を出すことはできません。したがって、今ここで進めるのかどうかと問われても、コメントできる状態ではありません。しかしながら、時間がないというのはしっかりと認識しております。その許されたわずかな時間にはなるでしょうけども、この時間を有効に使って地域の方々との対話をぜひともさせていただく、こういう所存でございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） 他に、他の委員さん、ありませんでしょうか、質疑は。

今いろんな御意見があると思いますが、やっぱり議論を闘わせておいていただきたいと思うんですけど、委員会としては。

○委員（佐藤武文君） 何を闘わす……。

○委員長（福木京子君） いや、このことに……。

○委員（佐藤武文君） 執行部に。

○委員長（福木京子君） そうです、はい。

はい、そしたらよろしいですか。

ここはもう最大限質疑をしていただきたいと思います、委員会ですから。

○委員（行本恭庸君） 決定しとるものについて何をどういう……。

○委員長（福木京子君） 行本委員、意見言ってください。質疑してください。質疑してください、今言わろうたことを。よろしいですか。

はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 議会で議決しとるものを今さら蒸し返してどうこうという筋のもんじゃないですわ。ただ、新しい市長さんがかわられて、やり方については新しくこんな方法でやられていって、それで支持受けてやられとんですから、そのことは結構じゃ思いますよ。

以上です。

○委員長（福木京子君） わかりました。

他によろしいですか。

○副市長（安井栄一君） 委員長、済いません。

○委員長（福木京子君） はい、副市長。

○副市長（安井栄一君） 明許繰り越しは、何も事業をおくらすというんじゃなくて、工期的なものを考えてここで明許の予算上げとるというだけで、明許を上げたらもう一刻も早く事業を進めるというのが通常で、その明許をしたから事業をおくらすというのはないんで、工期的なものを考えたときに安全を見て、あくまでも予算ですから、工期内にそれは早くできれば別に明許しなくても、繰越計算書はゼロになるわけでございますんで、それは明許というのは何も事業をおくらすためのあれじゃないということだけは基本的には押さえておく必要があると思います。

○委員長（福木京子君） 他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ちょっとここで休憩の時間を入れさせていただきたいと思いますが、10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（福木京子君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

それでは、補正のほうですが、歳入歳出については関連がありますので、一括質疑として歳出の款ごとに進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） まず、9ページ、9ページの2の款総務費について審議をしたいと思いますが、総務費、9ページの款の2の総務費。

○委員（原田素代君） これ、うち。

○委員（行本恭庸君） 何で総務費。

○委員長（福木京子君） ああ違う、総務費じゃない、ごめんごめん、え。

○委員（佐藤武文君） いやいや、えんじゃ、そりゃえんじゃ。

○委員長（福木京子君） ああ、びっくりした、このとおりいっとりますから。

システム補修等委託料ですね、はい。戸籍台帳。

○委員（佐藤武文君） 項をよう見てから話をしてえよう。

○委員長（福木京子君） あ、項をね。

これについては、質疑はございませんか。もう説明で十分、よろしいですか。

○委員（原田素代君） じゃあ、確認。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） マイナンバーカード、いわゆる国民総背番号制の名前を変えたあれに伴うシステム補修、補修だから新規じゃないから関係ないのか。通常の補修ね。わかりました。いいです。

○委員長（福木京子君） もういんですか。

○委員（原田素代君） はい、ごめんなさい。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。取り消しですね。

よろしいですか。震災の関係で何か北海道のほうへ保管してもらおうというふうな話もありましたけど、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） これは質疑を打ち切って、次は民生費ですね、款3の民生費。これについて質疑がありましたら、お願いいたします。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） これは、さっき説明のありました小規模多機能型介護整備計画ということだと思っておりますが、前の以前ちょっと失敗したたいむ・ポケットというようなことで失敗したというようなことも聞いてたんですが、今回の計画でも結構金額も総補助額が3,000万円というふうになるというふうなことで、ちょっとその事業内容を、まだここに書いてるものだけでは僕には見えてこないんですよ。以前は、料理教室等のカルチャーセンター事業をやったということだけのところですね、赤磐で、このアカイワベリーっていうのがやるのは。その内容で、今回は料理教室を不定期に開催する程度だが、看護師、ケアマネジャーの事業協力者が出てきたので、今回の計画に応募するというふうに事業内容のどこについて書かれてるんですが、その看護師、ケアマネジャーさんと一緒になって今回どういうふうなこの内容をやられてるっていう説明になってないと思うんです。私はわからないんです。だから、もうちょっと、これだけのお金を投入してこれから進めていくということは方向としては正しいと思うんですが、その内容についてはもう少し我々自身もこの専門委員会としても知っとかないといけないというふうに思いますので、説明が追加してあれば求めたいと思います。できれば、現地といいますか、こういった事業者についてもお会いしてお話したいというふうに私自身は思っておりますので、説明があれば、執行部のほうで、お願いします。

○委員長（福木京子君） これは、前の議員のときには詳しく説明ありましたが、今回はま

だ詳しく聞いてない委員も何人もおりますので、できるだけ詳しくお願いしたいと思います。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 済いません。

小規模多機能型居宅介護と申しますのは、通常デイサービスと家に来てもらうホームヘルプとショートステイという3種類の介護サービスをそれぞれ別の事業所で今は使われてるんですが、それが1カ所で使えるような施設です。ですから、小規模多機能の会員登録をすれば、通常はデイサービスを使うと、元気なときには家にホームヘルプで来てもらう、それから体調が悪くなったりしたら、そこにショートステイを使える、1週間とか使えるというふうな事業所でございまして、平成18年から地域密着型サービスとしてグループホームだとか29床以下の特別養護老人ホームと同じように地域密着型サービスという市町村が指定をする事業所の中できとります。この小規模多機能というのは、ケアマネさんがいざショートステイを使うときに非常に探すのが難しいということで、非常に利用者にとっては便利な施設ですが、経営をするほうにとってみれば非常に大変でございまして、今現在赤磐市では穂崎になりますか、両宮の里が1カ所、定員25名でやっております。特に困難ケース等については要するに24時間世話をしてもらえるとということで、利用者にとってはとってもいいところですけど、やるほうにとっては非常に大変な事業でございまして。

それから、収益率も、デイサービス等については12%ぐらいあるんですけども、この地域密着というのは夜間等の対応もかなりあるんで収益率が非常に低いだらうということで、国のほうが建設の補助金を、先ほどたいむ・ポケット言われましたけど、その平成18年から補助金を地域介護福祉空間という事業で国が直接市町村に交付するというのをやっておりましたが、平成21年から要するに施設等が足りない、介護の難民が多くなったということで、国の財源を県のほうの基金に積みまして介護基盤緊急整備特別対策事業というのを国が出したお金を県の基金に積んでやっております。それを優先であり、そのほうが補助金が高いという、1,500万円だったものが3,000万円になると。なおかつ、グループホームの火災等で死亡等が出てきて、他県ですけども、消防法が非常に厳しくなってきたということで、今回21、22、23で終わる予定の介護基盤緊急整備を岡山県ではどうも県のほうの基金でお金が残ってるようで、それを24年度も延長しました。もう終わりかなということで、県の基金が底をつくだらうから25については昔の地域介護福祉空間でやる予定ということで当初予算を組ませていただきましたが、県のほうからことしの2月ごろに、まだ残金があるようで、25も引き続きやるよということなので、ここで予算の組み替えをお願いするものでございまして。

それで、これは、小規模多機能というのはケアマネジャーと看護師は必ず必要な職種でございまして、介護職員以外にケアマネと管理者と看護師は必ず要るもんですから、そういう重要なスタッフがまずめどが立っていないと、いざ指定をする折に人員が足りないということので

きないんですけど、そういう重要なスタッフがある程度確保が見通しが立つとということ
で、今回ここで去年応募されてこられたとこです。

それで、小規模多機能は大体10人から11人ぐらいのスタッフで、ショートステイもおられる
んで、夜間も勤務されて、それからデイサービスの迎えをして昼間はそこで過ごしてもらおう
というような形で、今のところ市内では1個しかありませんし、全国的にも非常にやはり医療機
関系等が参入をなかなかしないと。収益率が低いからだろうと思うんですけども、そんなにや
ろうというところはないです。ですから、資金面ではやはり医療系よりは、苦しい言うたらお
かしいんですけども、潤沢な資金をお持ちの方がそんなに参入はしてこないで、やはり国
のほうもこの補助金で建築の補助をしようということで始まったのが地域介護とこの介護基盤
緊急整備だと考えております。

以上です。

それで、アカイワベリーにつきましては、そういうことで、今のところは社長さんは市外
の方ですけども、赤磐市内の出身の方で、旧赤坂町出身の方で、その身内等で看護師等の
確保ができるということで、ここで新たに介護事業に、定款上には介護事業やるというこ
とであるんですけども、ここで新たに参入したいということでございます。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） はい、了解しました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 他にこのことについてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 民生費の社会福祉費のを今いってるんですが、これについては質
疑がございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ないようですので、今度は民生費の児童福祉費のほうに行きま
すが。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 児童福祉施設費、先ほど説明がありましたけど、民間保育園の保育士
に対して、これがそうですよね。

○委員長（福木京子君） そうそう、そうですね、保育園。

○委員（原田素代君） 市内10園分て聞いたんですけど、人数としては何人になるかちょっと
教えてくださいませんか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 濟いません。

職員数は、私立の臨時さんも含めて170人程度です、今のところ。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これは、170人分を概算するとこの2,000万円になるということですね。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 一部事務費も1園15万円が入ってるんで。この関係の事務費が補助金の中に含まれてる部分もあるんで。ですから、平均すれば、勤続年数によって長い人を多くするというのもありますので。

○委員（原田素代君） ばらつきはある。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） はい、ばらつきはありますけど、平均すれば8,000円から1万円ぐらいということで。これが、今年度の分です。ただ、今後いつまで続くかというのは、ちょっと県のほうもはっきり申しませんのでわかりません。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） 他の委員さんはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ちょっとないようなので、公立と私立の保育士さんの報酬なんか、報酬というんか、給料の差というのはどのくらいかな。わかりますか。ちょっと急に言うたらわかりませんね。

○保健福祉部長（奥本伸一君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、奥本部長。

○保健福祉部長（奥本伸一君） 官民格差、市立と民間さんということで、勤続年数等の違いもございませうけど、主任級で100万円程度年収の開きはあるかと思っております。

○委員長（福木京子君） はい、わかりました。

児童福祉費についてはないようですので、次の民生費の生活保護費について質疑がありましたら。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） たまたまきょうの新聞にも載ってたんですけどね、この生活保護のこと。要するに、緩和措置で3年程度をかけて段階的にほぼ10%ぐらいが総価値的には減るだろ

うというふうに言われてるわけですが、前回の一般質問でも大分子の貧困から来る学校教育の荒廃の問題やいろいろ複雑な問題が絡んでることが指摘されとりますが、この生活保護制度が基準が下がるってことは要するに従来のセーフティーネットがさらに崖っ縁に追い込まれるというか、心配だなあと思ってます。特に、シングルで子供を持ってる家庭で生活保護を受けてる人たちにとっては大変な深刻なことが、今後、要するにことし、来年ということではなくて3年後にやっぱりどんと来るでしょうし、そういう意味で心配しています。

まず1つ、その就学援助ですね、一般質問でもその就学援助を受けてる児童数が一部地域多いということなんですが、今回のこの3カ年を見通して減額されることによって、赤磐市の場合就学援助の基準がそれとともに下がることによる弊害というのが見込まれるのかどうかというとはわかりませんか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） わかりません。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） わからないっていうのは、今の段階で結構細かく、あ、まだ出てないのか、市町村には、予算が。

○保健福祉部長（奥本伸一君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、奥本部長。

○保健福祉部長（奥本伸一君） 就学援助につきましては、教育委員会が所管いたしとりますので、その詳細についてはうちのほうでは把握できておりませんので回答できませんと申し上げました。

○委員（原田素代君） 教育委員会なんですね。

じゃあ、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） それは、至って深刻ですね。そこは、壁を破ってください。だって、ここでそういう議案が通るわけですから、でもそうやって連携する教育委員会での事業がどういう影響を及ぼすかっていうことも私たちは判断しないと、この採決ができません。そこは、ちょっと市長の力で連携していただけるように、きょうすぐどうのじゃないんですけども、市長もおっしゃるように、子供の健全な育成の問題、非常に力入れていただけるということですが、本当にこの最後のとりでとするセーフティーネットの生活保護が3年を経て10%減らされることによって子供の貧困が一層心配な状況になるようなことであってはならないだろうし、場合によっては単市でもその差額を特に子育て中の受給者に対する補助だとか、そういうことも今後考えざるを得なくなるだろうと思うんですよ。そういう意味で、今のうちの管轄でな

いということは重々わかりますが、殊このことについては赤磐市としてもまさに直面している課題だと思うので、ちょっと例えば試算であるとかどのぐらいの懸念があるのかっていうことは、それぞれの担当課は別としてもやっていただきたいと思うのですが、市長はいかがでしょうか。

○委員長（福木京子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 御指摘ありがとうございます。

ぜひともそういう目線でとり行っていきたいと思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他の委員さんは。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 済いません。

ちょっと私も聞き漏らしたかもしれないんですが、生活保護の世帯がこの赤磐にもあるんだろうと思うんですが、なかなかその実態わからないですよ。それで、ここにずっと世帯別であるとか年代別であるとかという形で出てきたんですが、これから必要なというんですか、今原田委員が言われた子供の問題なんかもちろんあります。そういうのもありますが、生活保護でないと生活できないような状態に陥ってる方もいらっしゃるのかなあというふうに、その程度の私まだ認識なんですけど、これはやはりこの保健福祉部のほうでそういう赤磐市の実態というのはきちんと把握はされてるんでしょうか。生活保護世帯を何らか行政のこの民生委員とかいろんな形で連絡をとって掌握してる、実態がこういうふうな今人数とその内容であるという事はわかってるんでしょうか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） 岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 今最新の状況では、123世帯、162の方が生活保護、赤磐市内で受給中でございます。当然わかってるかということで、もう全員は把握できております。ですから、実態のわからない人に払ってるような状況はありません。

○副委員長（丸山 明君） それはない。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） はい。もう毎月の定期訪問をする方とか、例えば施設入院される方の場合はそちらに訪問する等で実態把握はやりまし、就労の可能な方についてはハローワークに市民コーナーのほうへ来ていただいとりますので、そういうふうにして生活保護を抜けていただくような支援等もやっております。ですから、お金を送金済ませて実態は全然わからないような状況はございません。

○副委員長（丸山 明君） わかりました。そしたら……。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 事態はつかんでいただいているということなんで、私も少し勉強していきたくと思うんですが、これからそういうふうはこの国としても支出を見直す、要するに減らしていくというふうな形になってるんですよね。ですから、そういう中で赤磐の実態は把握しているということなんで、それがこういう国の政策、割と60代とか高齢のところはそんなに変わらないでいってるような、に比べて例えば夫婦と子供2人世帯のところは1万円とか1万何千円とかという減るような形になってますよね。ですから、そこら辺が実情に合ってるのか合わないのか、あるいはどういう状態になっとるかということだけはしっかりと捕えといていただきたい。ほんで、これが国の政策はこういうふうに来てるんだけど、実情に合わないんだということであれば、これやっぱりゆゆしいことなんで、そのあたりの実態だけはしっかりと、私もまたお尋ねしていきたくと思いますので、しっかりと把握して努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩藤参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長兼子育て支援課長（岩藤正人君） 特に若い方、今の比較表、国の試算でも若い方のほうの減額影響が大きいということでございます。物価が今デフレで下がってる部分を勘案されて消費の多い方の部分が減ってるのかなとちょっと推測するぐらいなんですけど、当然この8月からですから、うちで言いますと、8月5日支給分からになりますので、7月になれば当然7月分支給がありますので、その折には当然減額のお知らせもしまして、苦情も来るとは思いますけど、実態を状況把握したいと考えとります。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） これについては、ほかの委員さんはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ちょっとないようですので、私だけちょっと。

これについては、やはり国が決まったからということで何かそれを受けて市のほうはしないといけないんですが、これはもう余りにもひど過ぎるんですよね。幾らアベノミクスでというたって、本当にもう底辺のところを削ってきとるわけですから、これ削るということは、もう全ての基準が下がるということですから、生保受けてる人だけの問題じゃないんですよね。あらゆる人のこの影響する問題だと思うんですよ。それで、特にその内容的にはあれですね、今度は申請書類を義務づけるというような状況で、今でも大変なのに、これをされたらもう本当に出されない方がふえてきて、それこそ最近でも大阪の母子の方が餓死されたり、あらゆるところで最近多いんですよ。それに対して本当にそういう状況にならないようにしていただかないといけないし、北九州が大分ひどかって、何かいろんな光熱水費やガスやそんなんがとま

ったところには業者のほうから市のほうへ連絡をしてもらうようないろんな対策が、少しずつではありますけど、されてきつつありますね。やっぱそういうことまで考えておかないといけないと思いますし、やっぱしこれは安易に考えるべきじゃないし、それはもう原田委員が言われたように、就学援助も下がってきます。だから、そういうあらゆる総合的なことで本当に市民にとってどうなんかというある程度の試算はされて、それに対する対応を考えていく、それもしないといけないんですが、一番は国や県に対してそういう底辺のところを削るなというやっぱ声も上げていただきたい。もうここは本当にこれ市がせざるを得ないんですが、私はもう国に対して怒りが強いものを持っています。こういう弱者をさらにいじめて、25条生存権を脅かすようなことは絶対許せないということで、私は意見を言っておきたいと思います。

次に、衛生費の保健衛生費についてどうでしょうか。

生活保護のほうは終わりました、今度は衛生費の保健衛生費について質疑がありましたら。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 大分いろんな一般質問の中やら今回の補正の予算の説明の中で出てきた言葉に多職種協働、余り今まで聞いたことなかったですけど、多職種協働の事業ということについていろいろ取り組まれるようなんですが、ここで国からも500万円ほど、国、県から補助も出てるようですが、この委託料として372万8,000円、在宅医療連携拠点事業委託料というこの内訳はどうなってるのか、ちょっと教えていただけますか。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） ここで上げさせていただいております委託料に関しましては、医師会のほうへ一部委託をして行うための委託料を計上させていただいております。これの中には、今回行う事業の中には市が行う部分と医師会へ委託して行う部分の2つがありまして、その医師会へ委託して行う部分の委託料を計上させていただいております。

医師会のほうでお願いしたいと考えておりますのは、先ほど言われてました多職種連携の会議、それからあと在宅医療に関しまして地域住民への普及啓発としての講演会をお願いするもの、それからあと在宅医療に従事する人材育成などにつきましてお願いをするための委託料でございます。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 市と医師会とで双方で進めるということと、この300万円何がしは医師会分と、じゃあ市は何を、その上の報償、需用、役務費が市の分だと理解したらいいんですか。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 市でも、在宅医療推進の課題の検討のための会議を3回、それから勉強会を4回計画いたしております。それにかかる費用を先ほど言われました報償費、需用費、役務費というものになっております。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、実質に進めてくださるのは医師会ですよね、人材育成をやったり、啓発の講演会をやったり、実際多職種の会議を招集したり。そうすると、ちょっとよくわからないんですけど、その医師会がいわゆる拠点病院としての機能としてそういうことをやるという位置づけがあると理解したらいいんですか。いわゆるこの間議論してきた医療連携、それから今回のこの医師会と熊山市民病院の要するに診療所化に進む経過の中で医師会が赤磐市の拠点病院として中心としてやっていく上で今回のこのことについても医師会が中心となってやっていくんだというふうに理解したらいいんですか。ちょっとその全局の中で今回のこの事業がどういう位置づけになるかって、わかりやすく教えてくださいませんか。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 今回取り組みます在宅医療連携拠点事業というものは、多職種の皆様によりましての医療や介護の支援が必要になった場合、住みなれた地域で安心して生活ができるようにするためにはどうすればいいかということで、在宅での療養支援体制のネットワーク化を図るといものが目的でございます。したがって、医師会病院は現在も地域支援病院となっておりますけれども、医師会当然医療の関係とかで御協力、御援助いただかないとだめなので、そこの拠点というのか、そこをやはり中心になってやっていただかないといけないということでございますので、医師会のほうへ委託してやるという形なので、拠点支援病院の拠点とはまた違うと思います。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 最初におっしゃったように、その地域在宅を進めるためというのと、例えば民生委員さんとか主任児童委員さんとか、いわゆる地域で支えてる人たちはこの医師会がやる会議などに参加するわけですか。

○委員長（福木京子君） はい、よろしい。

岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） ここでの、医療連携拠点事業ですので、原則といたしましては医療従事者、それからあと介護、ケースワーカーの方とか、そういった方が中心になって事業のほうは進めてまいろうと思っております。

○委員（原田素代君） じゃあ、末端の現場の声というのは、それを受けてまた会議……。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） そういったような方々からの代表から成ってます地域医療連携ミーティングの協議会のほうも市にはございますので、そちらとの協働、意見を聞きながらまたやっていくような形にはなろうと思います。

以上です。

○委員（原田素代君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他にございませんか、質疑。

ここは、環境衛生費も含まれておりますが、保健衛生費ですから、保健衛生費について質疑で、今在宅医療連携でしたね。環境衛生費なんかについてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） これは、ないようですけど、本会議で出されておりますので、答弁もありましたが、再度確認で、これはちょっと説明をしていただいとったほうがいいと思うんですが。なので、箇所についてはまだ検討中ということですよ、それで電気も無料ですと。

○議会事務局長（富山義昭君） 違います。

○委員長（福木京子君） あ、これ違うん。

○委員（佐藤武文君） うちじゃねえ。

○委員長（福木京子君） あ、これ違うん、環境衛生費。

○委員（佐藤武文君） 産建じゃろう。

○委員長（福木京子君） ちょっと待ってくださいよ。環境衛生費でしょ。庁用車備品、これは備品ですね、庁用車の備品。

○委員（佐藤武文君） 電気自動車を買うというやつじゃろう。

○委員長（福木京子君） うん、ほんで上の自動車借り上げ料ですね。

うん、その分ですね。

よろしいですね。9カ月分の借り上げ料ですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ないようですので、終わります。

あと、次の衛生費の清掃費について。

○委員（行本恭庸君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） わずかなことでくどくど言いとうはないんじゃけど、これ平面図はわかるん。これなあ、路肩じゃからわからんこたあないんじゃけど、水路を敷設がえしてやっ

て、やっぱり断面ぐれえはつけてくれなんだから、これようわからん、延長も。へえで、例えばほんなあこの施設の、敷設がえしてここ曲がるとるわな。ほんなら、それから先もしとるわな、メーター数何ぼか知らんけど。じゃから、どういう根拠でこういうふうなものを、まあ平面図つけるなあちょっと下に2カ所ぐれえ断面ぐれえでもなかにやあどんなもんやわからんわ。金は、わずかなもんじゃから、もう少しそこまで丁寧などこあってもええと思うけどな。どういふもん、これ。

○委員長（福木京子君） どなたが答え。

はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） この平面図の中で、御指摘のとおり、断面図つけたらわかりやすいんですけども、まず青の実線、これを境界線上にL型に水路を回しとります。茶色の道路があるんですが、その水路に接した面については道路と水路ののりをコンクリートでたたいております。今回補正するものについては、その道路の反対側ですね。

○委員（行本恭庸君） せえ、断面がねえけえようわからんのんじゃ。

○市民生活部参与（藤井清人君） 大体40センチ掛ける30センチの路肩をたたいていく予定にしております。

○委員（行本恭庸君） じゃあ、その敷設がえした部分はわかる。

○市民生活部参与（藤井清人君） はい。

○委員（行本恭庸君） そっから先の部分何ぼかあるわの。

○市民生活部参与（藤井清人君） はい。

○委員（行本恭庸君） こりゃ何すんなあ。

○市民生活部参与（藤井清人君） そっから先の……。

○委員（行本恭庸君） またこれ先に道があるんじゃねん。

○市民生活部参与（藤井清人君） 水路で接しとる部分の下にも道路があるんですが、その路肩の反対部分が約150メートルということで計上させてもろうとります。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 一番下のとこで、調整池があるが。

○市民生活部参与（藤井清人君） はい。

○委員（行本恭庸君） 調整池のとっから道路がずうとこう、途中までしか書いてないけど、この道路のところ、2本道路があるんですね。

○市民生活部参与（藤井清人君） はいはい。

○委員（行本恭庸君） そしたら、この突き当たりの道路まで必要性はねん。

○市民生活部参与（藤井清人君） ありません。水路は途中で水路に合流しとるもんですから、ここに書いてある程度の150メートルです。

○委員（行本恭庸君） うん、まあええ、後で聞かあ、もう。

- 市民生活部参与（藤井清人君） はい。
- 委員（行本恭庸君） はい、よろしい。
- 委員長（福木京子君） よろしいですか。
他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 本会議で質問出たように、今回はこの敷地に隣接してるところでこちらの厚生でやりましたが、あとはこの関連で建設というんか、道路とか、そういうものはもう産建ですね。

はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 一般質問でもあったんですが、本来建設の土木事業あるいは農林事業のほうで補正を上げていただくのが本意なんですけども、今回道路の反対側、水路と接した部分についての路肩を環境課のほうでたたいておりますので、建設課と協議の上、今回に限り環境課のほうで補正予算を上げさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思えます。

- 委員長（福木京子君） はい、わかりました。
これについては、もう質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福木京子君） そしたら、終わりいたします。
それでは、あとは清掃費で、あとはもうよろしいですかね。もうあとないですね。
これで質疑を終わりにいたします。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案について採決をとっていきたいと思えます。そういうことですね。

それでは、議第49号赤磐市山陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例から議第54号平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）までの5件について採決したいと思えます。

まず、議第49号赤磐市山陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第26号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは続いて、議第50号赤磐市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第27号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがいまして、議第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第51号赤磐市新型インフルエンザ等対策本部条例（赤磐市条例第28号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがいまして、議第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第53号地域活動支援センターあかさかの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。ありがとうございます。したがいまして、議第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第54号平成25年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）について……。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい。

○委員（原田素代君） 私は、先ほど申し上げましたように、今回の診療所建設事業4億288万4,000円の繰越明許については反対いたしますので、補正についても反対となります。

○委員長（福木京子君） はい。

他によろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい、丸山。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 十分に今までの経緯を全て知ってるわけではないんですが、私もこの診療所建設については、やはりちょっと進め方が私としてはこういうことを今していく必要があるのかなあというふうに疑問に思っておりますので、反対をいたします。

○委員長（福木京子君） 他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） はい、3名です。ありがとうございます。起立多数です。したがいまして、議第54号は、3と2ですからね、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査全て終了しました。

次に、閉会中の継続調査及び審査について、御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付してありますか。ありますか。ちょっと見当たらんけど。ありました。ああ、後ろについとる。この2枚目についてます。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、このように申し出をいたします。

なお、委員長報告については委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、4、その他で、委員さん、また執行部から何かありましたら発言をお願いしたいと思います。執行部のほうから2点については報告をしていただくようにはお願いをしておりますが。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） それでは、きょうお配りしております市民生活部の資料の2ページから4ページをごらんいただきたいと思います。市民生活部のこの。

○委員長（福木京子君） わかりますか。よろしいですか。

はい、2ページですね。

○市民生活部長（小坂孝男君） はい。

これは、ちょっと途中経過のお知らせということなのですが、協働推進課のほうから協働のまちづくりということで、協働という手法を推進しております。協働というのは、もう皆さん御存じのとおり、市民が相互、また市民と行政が対等なパートナーとなって課題解決に向けてともに考えて連携しながら取り組んでいくという手法でございます。これについては、もうそれぞれの分野でいろいろと行っているところございまして、2番目のほうに市の協働のまちづくりへの取り組みということで、主に21年度からいろいろと人材育成ということでまちづくり塾、それから職員研修、そういったものを進めてまいりました。そして、24年度からその協働のまちづくりについての指針ということで、24年度、25年度で指針づくりを今進めております。そのスケジュール等につきまして右のほうにございます。

まず、協働のまちづくり指針の策定ということで、これは市民と企業、行政等が力を合わせて赤磐市をつくっていくための基本的な考え方、方向性を示すものでございまして、協働に関する考え方や進めていく上でのルールなど、基本的な事項をわかりやすくまとめるということでございます。現在、12人によりますまちづくり指針の策定チーム員という方おられまして、平成24年度から勉強会等々を重ねながら、24年度、25年度でそのチーム員でいろいろと協議を

行っておるところでございます。今後でございますが、月1回のペースでチーム員会議を行いまして、10月にはシンポジウム、12月にはパブリックコメントということで、最終的にはそのまとめたものを全戸配布し、皆さんにお知らせするというところでございます。途中経過につきましては、また随時委員会のほうにもお知らせしてまいりたいというふうに思っております。

それから、3ページには、これは職員用でございますが、内容についての新聞ということで、情報誌をつくっております。それから、4ページのほうには、これまでそれぞれ活動について新聞のほうにいろいろと掲載されております。

ということで、こういったことを協働推進のほうから全庁的に行っているということでの御報告でございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） 次に、ありますか。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） 黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 環境課のほうから、先ほどの資料の中の5ページをお開きください。

最近のエスク岡山の最終処分場の近況ということで、こちらに載せておりますので、ちょっと御報告させていただきます。

まず、平成20年度、エスク岡山の最終処分場につきましては、平成20年度に3メートルのかさ上げの申請を行いまして、地元協議を経て平成21年度に事業量の変更許可を得ております。ただし、そのときのかさ上げを認める条件といたしまして、施設の閉鎖に向け適正に閉鎖ができるよう、下分区の申し出によりまして下分区、赤磐市、エスク岡山の間で協議を行いまして、産業廃棄物の最終処分場の管理基金として1億800万円を市に寄附するという形になっております。また、平成21年度から26年度までの6年間におきまして、総額で3,000万円を最終処分場の管理運営基金の積立金として別途積み立てるという形にもなっております。

それから、24年度になりまして、3月にエスク岡山から備前県民局へ埋立容量を35万4,126立方メートルから約40万立方メートルについての変更申請が提出された。4月に市は県からの意見照会で初めてこの増量計画があるということを知る状況になりまして、エスク岡山から提出の経緯について説明を求めております。この時点では、地元同意のほうはとっていなかったという状況でございました。同年4月におきまして、市は県からの意見照会に対しまして前回は最終のかさ上げであること、それからこの容量変更を最後にこの管理型の産業廃棄物最終処分場を閉鎖するとの条件があつて上のことでございましたので、当時の説明協議と異なるというところから認められないということの回答を県のほうへ提出しております。エスク岡山は、地元に対して事業説明の準備を行うとともに、申請書を取り下げられておるという状況になっております。

25年度になりまして、2月、エスク岡山から下分区を初め地元各地区の区長会へ話をしているという経過説明がございました。同年5月10日、エスク岡山が今回のかさ上げの件について笹岡地区から同意を得ているということでございましたので、同意の経過状況を聞くため、環境課のほうで笹岡地区の9地区の区長さんから話を聞いております。それから、5月31日になりますが、市長が就任後初ということになりますので、現在の処分場がどうなっているかということを確認するため、現地を視察しております。現地視察後、施設を運営する上で法令遵守の基本的な考え方、それから現在盛り土をやっておりますが、その安定計算の検証、それから今後の汚水処理施設の処理方法の3点につきまして文書で会社側の考え方を報告するよう指示しております。6月になりまして、12日でございますが、会社側から参考資料として一部処分場の安定計算を持参されてはおりますが、31日に依頼をした3点の分が文書で報告がなされていないという状況がありましたので、改めて報告するよう指示をしたところが現在までの時点でのエスク関係の状況でございます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） 皆さん、ちょっと時間延長させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） いいですね。

○環境課長（黒田靖之君） 済いません。

○委員長（福木京子君） はい。

○環境課長（黒田靖之君） それから、次のページ、6ページ、7ページ、ちょっとおくれましたが、現在のエスク岡山の処分場の状況の写真を添付しております。ほとんどいっばいに近い状況にはなっております。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） どうですかね、これついて。全部報告を受けてからに、一つ一つのほうがいいですかね。

ちょっと今のことについて何か質問がありましたら。

○委員（佐藤武文君） いや、もう。

○委員長（福木京子君） もう報告だけでいい、後で。

はい、次お願いします、ごみの件で。

○市民生活部参与（藤井清人君） 続けてですか。

○委員長（福木京子君） いいですか、皆、1人の委員はそう言われたんだけど。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 説明をお願いします。

○市民生活部参与（藤井清人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） 藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） お手元の資料の8ページをお開きください。

○委員長（福木京子君） 8ページ、今のページの8ページです。

○市民生活部参与（藤井清人君） この資料は、ことし1月18日の審議会に諮る前に1月16日の厚生常任委員会のおき、厚生委員の皆様ボックスに資料を入れさせていただいた資料の抜粋と、それより新しい資料データがあるものについては差しかえております。

それでは、8ページをごらんください。

これは、赤磐市の4地域の図面でございます。

新しいセンターは、山陽地域の赤い点であります津崎のリサイクル施設並びにエネルギー回収推進施設でございます。熊山、吉井地域については、赤い二重丸の右側でございますけれども、和気北部施設衛生組合という平成6年稼働の20トン炉2炉、ここで世話になっております。熊山、吉井地域の分別が約15分別ですので、山陽、赤坂地域の25から26分別に向けて調整を図る必要があるということでございます。

次のページをお願いします。

これが、熊山、吉井地域の分別並びに収集をする中で、それぞれのエリアを4つに割った場合、2つに割った場合、さらにはその3案として3つの案を考えております。現在進めていこうとしておりますのは、熊山、吉井地域を4つに分けて、熊山の4エリアについては桜が丘清掃センターのほうで収集をし、吉井地域の4エリアについては赤坂の多賀にあります環境センターのほうで資源化物の収集を現在考えております。並びに、桜のセンター、多賀のセンターを使うことについては、中島地区の住民の方あるいは多賀地区の住民の方に区長を通じて説明を夏ごろに、8月盆までにする予定で区長と連絡をとっております。

10ページのほうをお願いします。

10ページのほうが、推進計画ということで、まず一番上をごらんください。新施設の建設ということで、エネルギー回収推進施設、これが焼却施設です。真ん中がリサイクル施設、その他施設となっております。基本的には、そこに工程を書いとりますように、年内に機械、プラント、焼却リサイクルの施設の概成を仕上げるつもりでおります。年が明けまして、1月中旬から施設の試運転並びに性能検査を3月まで行う予定にしております。なお、この1月から3月にかけて、場内の舗装であったり緑化事業であったり多目的広場等の工事を3月末までに仕上げる予定にしております。

次の項目が調整会議ということで、廃棄物減量等推進審議会とリサイクル推進会議、並びに和気北との調整の会議のスケジュールを書いております。ここに書いておりますように、審議会が昨年12月12日にまずこの資料に基づいて説明をさせていただき、1回、約1カ月強ほど、年明けて1月18日に審議会のほうで協議の決定をいただいております。今後、25年度、審議会の中で、熊山、吉井地域の分別収集等の課題がありましたら検証をかけていきたいと考えております。リサイクル推進会議につきましては、25年度、熊山、山陽、赤坂、吉井地域のほうで

終わつとります。なお、審議会の予定は、7月11日を現在予定しとりますので、よろしくお願
いいたします。

なお、真ん中の分別の説明ですけれども、熊山、吉井地域については8月から説明会を開催す
る予定で、説明会が終わった地区につきましては9月から分別の現地指導並びに分別のほうを
始めていきたいと思つとります。基本的な考えとしましては、可燃ごみについては和気北のほ
うでお願いし、和気北の15分別以上のもの、並びに資源のほうについては赤磐市のほうの職員
のほうで収集に当たる予定にしております。山陽、赤坂地域につきましては、年を明けて25か
ら26分別が23分別になりますので、地元説明会をするかどうかも含めて関係区長さん、町内会
長さんと協議をし、広報等でお知らせもさせていただければと考えております。

次に、11ページをごらんください。

これが新しい分別でございます。大まかな分別としましては、②中型混合ごみ、今まで小型
混合ごみと言っていたものを中型混合ごみと名前を変える予定でございます。それから、薄い
茶色、⑤でございます。今までスチール缶、アルミ缶を分けておったんですけれども、今度新し
くできる施設内でそれを分けるということが可能になりますので、飲食用缶として分別を程度
を下げるのではなく一緒に集める予定にしております。それから、一番下をごらんください。
廃食油と書いとります。いわゆるてんぷら油ですけれども、これを新たに始める予定にしとります。
したがいまして、今よりも分別の精度は上がるというふうに認識しております。それから、
22番の今まで小型混合ごみよりも小さい混合ごみという表現をしておりましたものを小型
混合ごみというふうに名称変更をする予定にしております。

次の12ページをごらんください。

じゃあ、どういうふうに変ったのかということですが、一番右側が26年度からの23種
類分別を予定しております。その一つ、左側が26種類分別、これは山陽地域のものですが
も、この中で雑紙、縛れないものが、分別をなくすものではなくて、雑紙のほうに入れさせて
いただく予定です。それから、剪定くず、これにつきましては、可燃ごみ、粗大ごみのほうに
回していただくという予定にしとります。それから、アルミ缶とスチール缶については、先ほ
ど申し上げましたように、飲食用缶に統一する。それと、一番下の体温計ですけれども、体温計
については、いわゆる水銀等の入ったものの体温計については右の蛍光管等に入れさせていた
だいて、分別項目はなくなりますけれども、蛍光管等として回収をしていく予定にしとります。
それと、その上の段ですね。先ほど申し上げた小型混合ごみが中型混合ごみになり、小型混合
ごみより小さい混合ごみが小型混合ごみに名称変更するというので、決して分別の程度を落
として26から23に落としたというものではないということを御理解いただきたいと思います。

次に、13ページからが、剪定枝等のリサイクル引き取りということで、今まで剪定枝につい
てはチップ車で回収し、シルバー等の集積場所を借りてチップ化しておりました。チップ化し
たものについては、市内の農家の方々が逐次ブドウや野菜もののマルチ、敷きわらというもの

の代替えとして持って帰っていただいておりますが、今現在ちょっと在庫があふれておるような状況でございます。これについては、民間の質のいいそういったチップが出てきたのも原因でございます。今後どうするかということで検討させていただきました。まず1案としまして、分別収集、剪定枝、草も従来どおりチップにするという案、それから2案が剪定枝のみ、草については焼却するという案、3案につきましては全て焼却するという手法でございます。この中で経済比較をして、経済比較の中では焼却するほうがコスト的には安いという形での結論が出ております。

14ページをお願いします。

14ページは、先ほどの、1、2、3案の長所、短所を書き上げております。

それから、15ページをお願いします。

このチップ化、堆肥化をする場合に場所が必要になってまいります、津崎の施設につきましては民家も近いということもありまして、堆肥化する場合のにおい等の発生もございまして、ここでは一応候補地の案として鴨前の今のセンターといいますか、中間処理施設ですね、ここを案として上げておりますが、ここに書いとるように、大きな升目の中で大体堆肥化できるのが4カ月程度、早い手法にしても3カ月かかりますので、その間どんどんどんまぜ返して順次置いていく必要がありますので、かなり広いスペースが要するという資料でございます。

それから、16ページをごらんください。

一応16ページのまとめとしまして、平成14年度から剪定枝のチップリサイクルをしてきましたが、26年3月末で廃止し、26年4月より全域を3案に変更することとしたいというふうな取りまとめをしております。

17ページには、堆肥化の方法として、普通堆肥法、速成、特殊堆肥法という形での資料を添付させていただいております。

以上が剪定物でございます。

18ページをごらんください。

今後、熊山、吉井地域、もちろん山陽、赤坂地域も収集していく中で、皆さんのいわゆる家庭にお住まいの方々の年齢構成ですね。19ページが平成18年度、その前の18ページが平成24年度ということで、平成18年度、全体としましては高齢化率が23.4%、これは65歳以上の方々が占める割合でございます。23.4%だったのが、6年後の24年度には27.2%ということで、4%近く上がっております。といいますのは、例えば熊山、吉井地域並びに赤坂地域、特に高齢化率の高いところにつきましては、周辺地区での集積場所の密度を濃くしていく必要があったり、今後老人のひとり住まい等の戸別収集等も計画していく必要があるということで、検討のほうをしております。また、和気北部施設衛生組合は、土曜日の午前中を施設を開放して受け付けをしとります。今後津崎の新しい施設につきましても、土曜日をあけるかどうかというこ

とも含めて今検討しとりますので、よろしく願いいたします。

次に、20ページでございます。

赤磐市資源回収推進活動報奨金交付規則ということで、これは合併以前、山陽、赤坂、熊山、吉井地域、それぞれキロ当たりの単価は違いますけども、資源回収団体への補助金をキロ当たり4円から8円出しとりました。合併しましてからキロ当たり6円ということでの報奨金を出しております。これは、自主的に資源回収活動をする自治会や子供会への報奨金の制度でございます。

22ページをごらんください。

22ページには、平成16年度から一番下の平成24年度までの資源活動実績ということで、回収団体数並びに回収量、それから補助金の額ということで、多いときには850万円程度補助金を出してございましたけども、24年度実績では420万円をちょっと切る419万円程度になっております。

次のページをごらんください。

これが、今一番新しい24年度の実績でございます。57団体、総回収量が104万7,555キログラムということでございます。市のほうから出ております報奨金が419万220円ということです。

資源回収活動団体は、集めたアルミ缶であるとか新聞、雑誌、そういったものにつきましては、自分たちが契約します、契約するといいますか、売り払う業者を選定して、業者のほうに買い取っていただきます。その収入が一番右の欄に上がります。これは、うちが市のほうから支払う報奨金の額を超えております568万4,140円ということでございます。今回審議会のほうに赤磐市の分別体制、資源化物の収集体制が25年度末で確立するということから、この見直しをかけて、また行財政改革の答申であります厳しい財政状況の中で補助金の減額を実施する効果の薄れた補助金の削減、廃止、終期設定等について検討するという実施計画書の内容を受けております。個別に各補助金の有効性を見直し、廃止、終期設定等について検討していくということを受けまして、環境課としましては現金収入があるこの補助金についての御意見を審議会に問いましたところ、廃止ということで賛成多数で御意見をいただいとりますので、25年度の申請を受けるときに廃止予定という説明をさせていただいて、1年間そういった啓発に努めていきたいと考えとります。

以上です。

最後のページに鳥瞰完成予想図をつけておりますので、ごらんいただければと思います。

説明を終わらせていただきます。

○委員長（福木京子君） ちょっと説明が大分詳しく説明いただきました。時間がかかりました。

それで、一応執行部のほうからの説明はこれで、ほかにもありますか。あります。

じゃあ、ちょっと皆さん時間諮りたいんですが、昼にしたほうがいいのかも。

あと委員さんからも何点かありますか。

ほったら、済いませんが、ここで休憩に入らせていただいて、1時20分じゃ……。1時でええ。1時じゃちょっと、1時10分に……。

○委員（原田素代君） 委員長、委員長。ちょっとまだ閉鎖してないのに……。

○委員（佐藤武文君） まあええがな。

○委員長（福木京子君） まあちょっとトイレが……。

○委員（原田素代君） 何でいいんですか、そんなことが。

○委員長（福木京子君） トイレですか。トイレじゃろうか。

ちょっと待って、後から注意します。

1時10分に再開ということで、済いませぬ。休憩に入ります。

午後0時20分 休憩

午後1時10分 再開

○委員長（福木京子君） 休憩前に引き続いて会議を再開をいたします。

それで、私の時間の配分がまことに申しわけありませんでした。ちょっと12時大分過ぎまして、行本委員もトイレへ行かれまして、ということでこちらの時間の段取りをこれから気をつけたいと思います。席を立たれるときはちょっと一言言っていただきますようによろしく願います。

それでは、執行部のほうからよろしく願います。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それでは、本日のお手元の資料、保健福祉部の資料のほうをごらんいただきたいと思います。

ページは6ページでございます。

こちらのほうには、赤磐市の医療体制の将来を考える懇談会の設置要綱を6月11日に定めしたので、資料としてつけさせていただきます。

まず、第1条では設置につきましての規定でございますが、医療・福祉・保健が連携し在宅医療支援の機能強化を図るため、赤磐市全体の医療体制の充実についての調査研究及び検討するため、赤磐市の医療体制の将来を考える懇談会を設置するというところでございます。第2条といたしまして、組織でございますけれども、懇談会の委員は次に掲げる者のうちから市長が選出するというので、赤磐医師会、各種行政機関、各種団体、市職員、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者といった方からの中での組織となっております。あと、第3条では任期、第4条では委員長及び副委員長、第5条では会議、6条では事務局、7条でその他ということで設置要綱を定めしたので、お知らせいたします。

それから、8ページと9ページでございますけれども、こちらの子宮頸がん予防ワクチンの接

種についてのチラシが厚生労働省のほうから参っておりますので、つけております。

子宮頸がん予防ワクチンの予防接種につきましては、定期接種という形になっておりますが、現在のところ、積極的な勧奨はしていませんというお知らせでございます。この子宮頸がん予防ワクチンを接種した後の副作用との因果関係ははっきりしてませんが、はっきりするまでは積極的な勧奨はしないというチラシでございます。

以上、保健福祉部健康増進課からです。

○委員長（福木京子君） そしたら、市の説明が終わりましたので、これについてちょっといろいろ聞きたい方がありましたら。

順番に行ったほうがよろしいでしょうか。

○委員（佐藤武文君） 順番から行こうや。

○委員長（福木京子君） はい、順番に行きます。

まず、協働のまちづくりについてです。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ないようですので、次はエスクのことですね、最終処分場の、これについていかがですか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） エスクも、私は本当初めでのことなんでちょっと質問させていただくんですが、今までのいきさつもこれ書いていただいているんですが、それから先ほどちょっと若干お尋ねもしたりしたんですけども、結構長い案件なようでございまして、地元のこのいきさつだけでも、一旦これは赤磐市としては閉鎖に向けてというふうなことも書かれておりましたね。赤磐市としても、今後のことについてはこの24年のところへ書かれてますが、認められないとする回答を行っていきまうというようなことが書いてありますね。ですから、一応事業をもう終了するというふうなことだったんだろうと思うんですが、それがことしの2月になってもう一度やりたいというふうな話が聞いて、しかも事業者が直接地元の方にいろいろ働きかけをした結果、同意を得たから、さらにこれからやっていきたいというようなことらしいんですが、非常に何かわかりにくいといえますか、結構これからのことを考えたときに難しい問題も含んでるんじゃないかっていうふうに私思うんですね。ですから、ちょっと市としてこれを今後ここに書いてるようなその今後の考え方3点を文書にして報告するよう指示をしたということでは何か済まない部分もあるんじゃないかと思えますね。ちょっとそのあたりのもう一度今後に向けてどういうふうにこれをされていくのか、今までの事業をされてた方を含めてぜひもうちょっと丁寧な説明をいただきたいなあというふうに思います。お願いします。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） このエスクにつきましては、赤磐市内に民間企業が経営する産業廃棄物の最終処分場並びに一般廃棄物の許可もっております。もう最終段階に来ておるんですけども、この最終処分場の問題点は、処分量の大きさでは全国的に見ても大きいものではありません。しかしながら、高さ的に非常にボリュームの割には高い処分場、要するに一番底から今盛ってあるところまでが非常に高いので、いわゆる埋立物を浄化するのに通常の期間以上の日にちを要するというのが県の指導でもあります。そうした中で、今後閉鎖に向けて、あと水処理施設等の維持管理をしていく中で、どうしても資金が必要になってまいります。資金については、今国の指導で県を窓口で維持管理積立金というものを国の機構のほうにしております。また、前回のかさ上げのときに、エスク自体に積み立てるのではなくて赤磐市のほうに基金として積んでくださいという地元要望を受けて、確実な形で市のほうに基金を1億800万円、それからその後6年間で3,000万円という基金を今積み立て中でございます。しかしながら、エスクが今後営業をしないと、かさ上げを認めないということになりますと営業できませんから、収入がなくなります。今の積立金、基金の額で今後18年間維持管理をする費用はありません。そうした中で、許可権限者である県の指導も含めて、エスクに今後営業収入が入るような形での今後の許可申請について慎重に対応する必要があると考えとります。それは、まず地元が受け入れていただけるかどうか、それからエスクについて前回は最終ということで地元へもお話ししてありますが、今回のかさ上げが本当に確実なものなのか、あと5メートルのかさ上げでも最終で維持管理積立金もでき、将来的にも安全な形での水処理施設ができるのかどうか、本当にお約束を守っていただけるのかどうか、そういったことをいろいろ検証していく必要があるということで、先日市長が現地を視察したときにこの3つの課題をエスクのほうに投げかけております。現在その回答を待っておりますのでございます。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 今の僕話聞いただけでも、多分もう見通しはわかっとられるような気がするんですよ。このままでは、エスクが収入がなくなるっていうふうにまず言われましたけど、それはここを赤坂のこの地を有害なものを産廃を運び込んでくるのがエスクの仕事のほとんどになって、これやめちゃったらもう営業もできないというふうな、ちょっとそういうニュアンスで私聞いたんですが、そうするとそりゃあ確かに潰れてしもうたら大変だということですね。それから、18年間みたいなことも言われたんで、その年限を何で18年間で言われるんか私わからなんだんですが、それだけのたくさんの有害なものを、産業廃棄物を積んだということは、これから相当将来にわたってこの地区から有害な水とか心配なことがずっと続くっていうことがちょっと考えられますよね。今の説明聞いただけでも、恐らくそりゃあそんなに短期間で片づく問題では既にもうなくなっているというふうな感じがします。ですから、市

としても行政としても、やっぱり腹くくって、ここは本気になって、子孫にそれこそ変なものを残さない、砂川に流れ込んでくることになるわけですから、我々のまさにこの砂川流域の汚染を引き起こすようなものを積み上げてるということがもう言えると思うんですね。ですから、今の段階である程度本当に真剣にこれは問題向き合っていないと、ますます難しくなっていくんじゃないかって気がしますね。このままずるずると当面のことだけをやっているだけでは、なかなか処理が難しくなってくるという感じがします。そういう意味で、ぜひこれも今後多分我々の議会の中でも、行政としても向き合う部分が必ずずっと継続的に要と思いますし、今の段階でやっぱり本気になって取り組んで今後どうしていくというその処理に向けて、この問題の処理に向けて何らかの対応を具体的に打ち出していないといけない時期だろうと思います。ですから、もうこれ認めるなんていう方向はちょっとやっぱり考えられないと思いますね。済いません、意見を言う場かどうかわかんないんですけど、今後のそういう見通しでぜひやっていただきたいというふうに思います。

○委員長（福木京子君） 意見でよろしい。答弁、答弁というんか、執行部の答え、よろしいん、いいですか。

○副委員長（丸山 明君） ええ、もうええです。

○委員長（福木京子君） そしたら、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今の件ですが、高さ的には何ぼ、抽象的なことを言われたらいけんのんで、どのくらいの高さになつとんか。へえから、これから例えば5メートル盛り土と言うてこられとらあな。そしたら、それが何立米になるんか。ほつたら、それで例えばその料金もものによって違うでしょうけど、平均的なとこをとって、ほんなあ何ぼで収益が上がってくるんか。へえから、今の積立金が何ぼあるというふうに言われたんな。へえから、今18年後までの維持管理というんが、例えば最終になって市がしていかんやあいけんになったときに、経費はほんなあどれだけかかるんか。概算でもええわ。ほんなあ、そうしたときに、今現時点で、ほんなら金が1億円なら1億円足らんものじゃという数字で出たときに、ほんなあその金をどういうにするんか。今の5メートル認めて安全性が、そりゃあここにも書いてある安定計算なんか等をしてクリアしたとしたときに、ほんなあこれだけの数量のものは認められるとして、ほんなあ金目がどうなるんか。そこらを具体的な、かつちりした数字は出んにしても、話をしてくれにゃあ、今のような聞き方をしたんじゃあ、何とかせにゃあいけん、何とかせにゃあいけんのはわかるで。だけど、そりょうするためどういう方法が残されるんか、業者でそれだけのものをやって捻出できるんかどうか。やってみても、次々次々雪だるま式で金が足らんなるんじゃつたら、早目に手を切らにゃあ、問題また後に残すようになるじゃろうし。そこらも、もう少し具体的な説明がしてほしいですな。

以上です。

○委員長（福木京子君） してもらえますか、答弁を。

はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） まず、高さですけども、今現在の高さが約47メートル、今後この申請が、県の許可になりますと、さらに5メートルかさ上げになります。

それから、資金の関係なんですけども、市のほうへの基金が当初1億800万円プラス6年間かけて3,000万円、それから国へ県を窓口として積み立てております維持管理積立金は、それが約1億円と聞いております。それで、約18年間の維持管理に必要な費用というのが3億9,000万円、平成20年度段階で約4億円ということで聞いております。この処分場については、旧赤坂町のときに処分場内のホウ素が下流の農地、水田に流れまして、特に下分区の水田、水稲に被害を与えたということから、水処理施設の方法を変えまして、ほぼ蒸留水に近い水処理を行っております。これは、その気圧を下げて沸点まで上げて蒸留したものを流すという状況になつてきます。その維持管理費用が月に300万円程度というふうに聞いております。年間ですと3,600万円ですか、4,000万円程度。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 1億800万円と600万円言うたんかな。

○市民生活部参与（藤井清人君） 1億800万円と3,000万円。

○委員（行本恭庸君） ああ、3,000万円なん。へえで、県のほうへ1億円ほどあると。

○市民生活部参与（藤井清人君） 約1億円で、2億円強。

○委員（行本恭庸君） 2億4,000万円ほどか。へえ、4億円からいったん、その段階だけでも足らんわな。

○市民生活部参与（藤井清人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 残りの約2億円については、エスク自体が税の控除を受けて自社内に積み立てる予定だったんですけども、社会的な状況の変化とかという状況の中で、そこまで積み立てていないというのが現状でございます。

○委員（行本恭庸君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） ということは、自社での積み立てはもう計算へ入れんほうがええというこつちやな、基本的に。

そうすると、ほんなあ例えば5メートル上げて、あとどのくらいのもが入るんか。へえで、それで金に換算してどのくらいなもんが出てくるんか。それにやあ、もちろん経費もかかるわけじゃから、経費差し引いて実際にほんなら積立金のほうへ回せる金がどのくらい出てくるんか。それは、解消の方向を向いて安全性があるんならやむを得んじやろうなというところへ結びつくかもしれんけど、やっても、またそれで差が開いて、金がなおかつ足らなんたらもう

やめにゃあいけんじゃろうし。そこらの見きわめするのは、けえからの課題でしょうけど、しっかりええよう計算してえてください。

○委員長（福木京子君） 他に。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 赤坂地域のことなので、私も大分前から聞いております。もう恐らくこれ30年近く前の事業ではないかと、森支所長どうでしょうか。30年ぐらい前ですよ。

たんびたんびに終了というのが言われてたんですが、結局平成20年までもう一度かさ上げ、もう一度かさ上げってことで認められてきた背景の中で、平成20年に最後だということ、3メートルを了解したんですが、そのときに下流域の下分区のほうからはもうこれ以上は認めないということ、スムーズな閉鎖をちゃんと約束してくれという流れがあったんですけど、まず1つ、私が聞いたのは、たしか年間1億円かかるって聞いてたんですよ、水処理費用が。それが、今の話だと3,600万円ですか。それは確かなのかなってというのがちょっと確認、水処理費用が年間にして3,600万円必要だということを確認したいのと、それから18年という数字は、平成20年の時点ということは平成38年までに水処理の事業は終わらせてよいと。その時点で県の審査、立ち会いがあって、県が認めれば、それでもうエスクはおさらばできるということなんじゃないですか。そこをもうちょっと説明を、18年という数字がその後のことと、18年間は水処理の約束がとれてるとということなんじゃないですか。その確認をしたいと思います。それから、高さっていうのは、このかさの高さでしょう。ですから、45メートルとかプラス5メートルで52メートルっていうのは、底から上までの高さですよ。そうすると、道路の高さからどのぐらい、これ面一になってるのか下がってるのか、そこが現状この5メートル、だから何立米になるか、40万からこの三十何万今の引いた量が入ることによって道路からどのぐらい上がるのかっていうことですよ。

市長さんが行かれて3つについて申し入れをしたってことなんですけど、平成20年の段階での申し入れは、もうこれ以上認めないということとスムーズに施設閉鎖をしろという要求だったわけですね。それに対して、施設閉鎖が今回市長さんが行かれたときには特段申し入れには入ってないわけですよ。要するに、20年の下分区の総意として施設閉鎖が言われていたことについて現状で市長さんとしては施設閉鎖は求めないのかどうか。だから、それはその非常につらい決断ですよ。収入がないのに水処理に年間何千万円かかかっていくことについて私たちからしてどこまで求めていいのかっていう苦渋の決断にはなるんでしょうけど、あえてお聞きしたいのは平成20年の下分区の要望である閉鎖を市長としては求めないでいくつもりなのか。だから、道路の高さの問題と18年間という根拠と、それから水処理費用は3,600万円で確かなのかっていうことと閉鎖は求めないのかっていうこと、4つぐらい教えてください。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） まず、高さなんですけども、道路というのが、あの周囲に一部道路に接しとんですけども、事務所がある近くの道路、ここから約3メートル程度上がるというふうに聞いております。

○委員（原田素代君） 上がるんですか。

○市民生活部参与（藤井清人君） はい。今現段階では上がっておりません。

それと、水処理施設は年間1億円というお話なんですけど、それは伺っておりません。

○委員（原田素代君） じゃ、3,600万円。

○市民生活部参与（藤井清人君） 約4,000万円というふうに伺っております、年間。

それと、なぜ18年間かということなんですけども、通常県が出しておりますいわゆる排水、原水が環境基準以下になるまでは、通常の処分場ですと15年間というふうに聞いております。ただ、山手の処分場については、県のほうが18年間はかかるだろうというふうに指導した、県から18年というふうに申し上げとります。

あと、何でしたか。

○委員（原田素代君） あと、閉鎖を求めませんか。

○市民生活部参与（藤井清人君） それは私にですか。

○委員（原田素代君） いいえ。市長に。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） エスクの問題、私、就任してある程度は伺っておりますが、この追加で搬入を予定してるということを伺ったときに、地域の状況はどうかということを知ったら、地域は大体賛成しているというふうなことを伝わってきております。地域の人が了解したから、じゃあ入れていいよということではなくって、将来にわたる安全性を確認する必要性がある、あるいは法令の遵守をどういうふうにやっていくのか、そういったこと、それから高盛り土になります。ですんで、このり面の安定、これはあらゆる角度で見えないといけない。それから、水処理、年間4,000万円もかかる水処理が果たして未来永劫継続できるか、そういったことを考えて、この3点について将来的な展望を出してくださいということを指示しました。その結果によって、これが将来にわたって安全性が確保できるのであれば、許可権限者じゃありませんので許可をするということは私の口からは言えませんが、意見書に赤磐市としての意見を書かせていただく、逆であれば、その逆の意味を意見書に書かせていただく、こういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 閉鎖してから18年というふうに理解したらいいんだろうと思うんですけど、例えば今回何千立米か何かふえた時点で、それが済んでから18年間というふうに考えたらいいいんですか。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 今回の申請が許可だったと仮定した場合、約5メートル、40万立米……。

○委員（原田素代君） 違う違う違う、40万立米にするんですよ、今35万……。

○市民生活部参与（藤井清人君） はい、トータル40万立米になった時点で18年と考えていただければいいと思います。

○委員（原田素代君） そうすると、まだこの先、何年か先から18年。

○市民生活部参与（藤井清人君） はい。

○委員（原田素代君） 私は、市長さんをお願いしたいのは、この3つの申し入れは恐らく向こうも技術屋さんですからそつなく出してくると思うんですよ、こういう数字のデータっていうのは。そこの点で何か担保が、その地域の方から声が上がればまた別でしょうけど、市としてこの3点について十分納得できる回答が書面で来たときに安全性が担保されたのでいいですよというふうに言われるのには私はちょっと抵抗を感じておりまして、そこの辺は市長としてはどういうところを最終的に判断とされるのかなと。今回回答しますと、市長は別に許認可権限ないので、それは承知しておりますが、赤磐市の住民の健康や安全を考える上で、こういう要望に対してこの3点が返ってきたときに何を基準に安全だという判断をして県へ回答されるのかな。率直に申して好ましくないと思っておりますから、道路から3メートルも高くなるようになれば、さらにその上に真砂を入れて原状復帰するわけです、こういう施設っていうのは。そうすると、やっぱりいわゆる産廃富士のような形になってしまうのかなって、非常に辛い思いがあります、ふるさとがそういうことになること。だから、その辺も含めて、市長としてはこの3点を申し入れして、3点について返ってきたときにどういう基準で県に御回答されるのかなっていうことをもう一度教えてください。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 法令遵守については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それから県土保全条例、この各項目について遵守がこの先においても守られるという確約と申しますか、見通しが必要です。それから、盛り土の安定計算についても、この盛り土が土砂で埋めるわけじゃありませんので、搬入してくる廃棄物の物理特性にきちんと合った計算ができてるかどうかが、最も危険な状態が想定の上での安定計算ができてるかどうかが、それから水処理については現在の水処理方式も私細かく見させていただきました。この水処理方式と浸出してくる水の水質、両方見比べたときに、今の水処理方法が最適な水処理方法と思えなかったのも、改善することを申し入れました。そのための答えがきっちり返ってこない、そういう先ほど申したような意見を述べさせてもらうようになろうかと思っております。この特に盛り土の安定、汚水処理については、私もそこそこに知識を持ち合わせておりますので、その知識に照らし合わせて判断をさせていただきます。

以上です。

○委員（佐藤武文君） 委員長、よろしい。

○委員長（福木京子君） はい。

いいですか、原田さん。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） 市民の安全・安心を考えたときに、迷惑施設というものについては、非常に市民の関心も高いし、まして行政として安全・安心は守らなければならないということの中で、今現在エスクがそういうふうな住民の安全・安心を汚してるのかどうか、その点をまず一番に私は考えてみたんですね。いろいろ不安要素はたくさんあるわけでございますけど、今現在は、昔ほど旧赤坂町が引き受けをした時点で、この負の遺産というのは私は既にわかっておったと思うんですね。それが、合併によって赤磐市がこの施設を受けた時点で、またいろんな問題が加算をされまして現在に至っておると。その中で、今現在そういうふうな旧町にあったような不安要素が続いておるのであれば、即刻私は閉鎖に向けてやっていただかなければならないというふうに思うんですね。しかしながら、その不安要素が、近々いろんなことが取り沙汰されて基準値等々も非常に高くなったようなそういうないきさつもあって、不安要素が大分解消されてきておると私は思っております。それから、まずもって一番に考えなければいけないことは、もし仮にこのエスクがこれをもう既にやめたということになったときに、後の水処理を誰がどうやってやるのかということを考えてときに、そのノウハウを持ち合わせたかわりのある人というのはやはりそれに携わった人がやっていただかなければなかなかそれやるのは私は難しいのではないかな、そういうことも勘案して、先ほど市長が言われました3つの柱ですね、法令遵守を含めて、今後の水処理施設の処理方法までにきちっとそういうことを検証していただいて、県の指導も受けながらきちっと検証していただいて、市民の安全・安心を担保できるように赤磐市としては私は努力していただきたいということを要望して、今回の処置については市長に全権委任を私はさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○委員長（福木京子君） はい、それぞれ意見言われ……。

原田委員。

○委員（原田素代君） 1つ、済いません、追加でした。

3点ということですが、これが最後であるという確認をおとりになるつもりはありますか。要するに、今後もさらにかさ上げをすることは拒否しますよということは確認するおつもりがありますか。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） この処分場のこれが最後かということについては確認する必要性はあ

ろうかと思いますが、基本的に前回は最後だと言って今回があるわけですから、その重要性よりも今後の先ほどの3点の将来的担保のほうが優先されようかと思いますが。

○委員（原田素代君） どっちなんですか。

○市長（友實武則君） 確認はいたしますが、それは確認はするということですが、私にとっては先ほど申し上げました3点、これのほうが重要に考えます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 誤解されると思います、そういうこと御答弁されると。要するに、安全であれば幾らでもかさ上げしていいことになっちゃいます。だから、やっぱりそういうふうにお答えになるよりは、行きがかり上、要するに2度目の最後にやっぱりしておいていただかないと、安全だったらいいのかっていう話になっちゃいますから。もうこれ以上は、もうだつて道路から3メートルも上がってんですよ、これ以上あり得ないと私は思いますし、市長であればそこはきちっととどめをしておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） わかりました。御提案の趣旨はよく理解いたしました。あらゆる角度でそれが法的に可能かどうか含めて検討して、前向きに実施させていただきます。

○委員（原田素代君） お願いします。

○委員長（福木京子君） 一通り終わりましたね。ちょっと私も言うときたいと思います。

もうとにかくあれが最後だということで、協定書というんか、何か結んでると思います。それに基づいて基金を積んできてるわけですから、それをそれで自社が積み立ててないわけでしょう。約束不履行ですよ。やっぱそここのところからして、もうこれは大変な約束違反じゃないでしょうかね。そう思います。意見を言っときたいと思います。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） さっきちょっともう尻切れとんぼで終わったんですけど、私はこれはもうまさに豊島状態だと思ってます、既に。今までの話聞いただけで、僕は想像してみたんですけど、これ私どものこの山陽の砂川流域の地域っていうのは、市長も言われたように、ここはすごく温暖で農地としても最適で、安全で安心の空間なんですよ。そこに、僕はこんなものが、赤坂町の山手地区に巨大な産廃施設ですよ、我々にとって、そんなもんがあったなんてきょう初めて知ったんですが、ですから今の段階でこのエスクの経営を見ると、ここを本拠地として岡山で山手で営業してるのがほとんど全てのような状態の会社じゃないですか。それが、年間で4,000万円もその水処理だけにかかるようなことを考えたときに、今後、しかも18年かかるようなことを考えたときに、そりゃあエスクは多分そりゃ責任持てないと思いま

すね、もう既に。あの豊島がそうじゃなかったですか。やった業者は潰れちゃって、結局行政が出て行って税金で処理するしか手がなかったんですよ。だから、今一生懸命彼らはこれはちょっとでも半年でも1年でもとにかくこの中のこの今の状況の中で逃げ時をもう見てるんですよ、どうやってこっから逃げるかと。もうそりゃ、どうやったってここでもうけて自分たちの生活立てていくってのはもう不可能ですね、こういう状況だと。私は、もう想像で何かあるというのが状況が見えるような気がしてしょうがありません。ですから、さっきこりゃもうここで我々としても腹くくって、あそこの業者に全部押しつけることができるかできないかは、そりゃあきちっと計算もせにゃならんでしょうが、行政としても市長はその私には許可権限はないと言いましたけど、住んでるのは赤磐市民なんですからね。だから、権限があるとかないとかの問題ってのはおかしな話で、その言い方の話で、事業の許認可はそうなんかもしれませんけども、ここに生存してる我々にとってはもう後はない話ですよ。我々よりも深刻に受けとめる人なんかどこにもいませんよ。ですから、僕はそういうことを一遍腹くくって業者と話をし、今後の将来の展望も考えながらやっていく。もう踏み切っていくとだめだと思いますよ。検討しますとか、もうちょっと待ちましょうとか、先々何とかなるでしょうみたいなことを言ったら、本当に僕は取り返しがつかなくなると思いますね。済いません、意見で申しわけないけど、私はそう思います。

○委員長（福木京子君） それぞれ皆さんが意見を言われたので、これも十分検討していただきたいと思います。

それでは、次行きます。

ごみ処理のことについて。

○委員（佐藤武文君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） ごみ処理の関係について、先般閉会中の委員会で現場のほうに視察に行きました。そのときに、今の状況が全体の31%ほどの出来高状況であるというな説明があったんですね。それで、この計画どおりにこれが本当にそのことしっばいに工事は完了するかどうかという確認をさせていただきたいんです。

それから、試験運転が当然2カ月、3カ月は必要なわけでありまして、3カ月ほど試験運転を見ております。これはこれで結構だと思うんですけど、3月31日以降は今の現施設が使えないという認識を恐らく持っておられると思うんですね。その辺の、これ2点目ですよ、2点目の問いなんですけど、調整をどのようにしておられるのか。これは、3月31日までに試験運転も完了し、4月1日から本稼働ができるという見通しが100%立っておるかということの確認なんです。これをしたいということと、それからもう一点、施設を稼働する計画をするときに、3つの条件があったと思うんですね。執行部の方はよく御存じだろうと思いますが、まず1点は、適正な用地買収の価格ですね、適正な買収価格を提示するということについ

ては、これはクリアしました。それからもう一点は、関連整備事業の完全実施、これもほとんどでき上がったと思います、ほ場整備は済んでおりませんが。これも、順次進んでおると思っています。3点目の条件は、地区外へ灰の持ち出しをするということが一つの条件でありました。これができていないんですね。これができてない条件の中に、これをその火入れができるんかどうか。私は、できるというふうに思っていないんですね。このような状況の中で、4月1日に稼働ができるんですかということが3点目の問いであります。

それからもう一点、和気北部との関係で、ごみの分別収集について計画をしておられます。この8月から熊山、吉井地域についての分別を計画しておられるということの中で、8月でこれは間に合うのかどうかということが私心配なんですね。それから、その和気北部衛生施設組合とのかかわりの中で、この期間にこういうようなことをやって和気北部衛生施設とのかかわりの中で心配はないのでしょうかということが4点目の問いです。

それから、5点目の問いは、既に実施しております赤坂、山陽地域においては、約一月半、二月足らずで、この新しい新分別についての説明会を予定をしておられます。この期間が、このような一月半、二月で私は全ての地区が間に合うのかどうかという心配もあります。といいますのが、それぞれの地区においては、総集会でこういうようなことについては取り決めをしておられます。恐らくそういうな時期ではないと思うんですね。そういう時期に対してそれぞれの地区に説明会をし、書面を配布して、どこまで浸透するかということについての一つの懸念があるんですね。ですから、新しい分別方法が、本当にこのような時期で間に合うのかどうかという心配もしておるんですね。その点について明快な御答弁を一つずついただきたいと思えます。

○委員長（福木京子君） そしたら、5点ほどありましたかね、5点か6点か、5点ほどですね。

はい、どうぞ、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） まず1点目の工期でございますけども、工期については先月ですかね、現地視察していただき、業者のほうの資料でもって約3分の1程度の進捗状況という中で、実は4月時点では基礎の地中ばり工事に入る段階で、掘削段階でかなりの浸出水が出てまいりました。これの処理について、調整池を通していきますと時間もかかるということで、地元調整の中で直接排水路に流させていただくという方法の中で、5月末時点で2%のおくれを1%のおくれまで取り戻しております。そういった経緯の中で、建築工事のおくれ、この1%は、今後プラント工事が順調に進んでおりますので、プラント工事の時間待ちの建築工事のあきの部分がありますので、これを詰めていけば年内に概成ができる、1月の中旬以降の試運転、2月からの負荷運転、並びに1月から3月にかけての外構工事、舗装でありますとか緑地、多目的広場等の工事を進んでいけるのではないかとこのように考えております。

次に、桜が丘清掃センター並びに多賀にあります赤坂環境センター、こちらのほうの操業停

止に向けた調整でございます。これについては、区長さんとも協議をし、今の予定ではことしの11月ぐらいに説明会をと考えとります。中島地区については、盆までに一度資源化物を桜のセンターへ持っていきたいということでお話をさせてもらったりとります。その際に、操業停止、それから跡地についてのお話もさせていただければということで区長さんにも相談はさせてもらったりとりますが、区長は余りそういうことは考えていないと、とにかく新しい施設ができようができまいが来年3月31日をもって操業停止というのは中島との約束だから、それはもう必ず守ってくれるものとかたく信じているということでございます。

それから、津崎地区との3点のお約束でございますが、先ほど佐藤委員さんが言われました3点目、これについては津崎地内に最終処分場をつくらないということでお約束をしております。もう御存じのとおり、今赤磐市内には処分場ございませんので、灰、埋立ごみについては奈良県の御所市というところに民間の最終処分場がございます。こちらのほうに毎年の契約の中で県外搬出しとります。御指摘のとおり、今赤磐市の候補地としては、処分場は石蓮寺がございますが、まだ地元承諾をいただくに至っておりません。津崎地区の供用開始までに処分場ができるという状況では今のところはありません。しかしながら、県外への搬出ということで、津崎地内には処分場をつくらないという約束はお守りするつもりですので、また処分場の市内への建設に向けて日々努力はしてまいります。津崎地区の供用開始の火入れとは直接は関係ないというふうに担当としては考えております。

それから、和気北との調整でございますが、先ほどの説明の中で和気北と定期的に会議を行っております。その中で、問題点の抽出、そういったものをしとります。いわゆる26年度供用開始に向けた25年度の過渡期の調整でございますが、8月から説明会をし、9月から説明会が終わって体制が整った地区から順次資源化物について収集を赤磐市のほうで初めてまいります。赤磐市の収集地区がふえるごとに和気北の収集量が減ってまいります。この辺についての協議、これは実際にやって問題ができた部分について解決していくものと事前に協議して解決していくもの、2つあると思います。これについては、今後も調整会議を重ねながら解決していきたいと考えとります。

○委員（佐藤武文君） 山陽、赤坂もせにゃあおえん。

○市民生活部参与（藤井清人君） 山陽、赤坂については、基本的には26、25分別が23分別となります。その中で、名称変更とか項目を統合するものが主でございます。また、新たに始まる廃食油、てんぷら油につきましては、広報等で調整、啓発していきまるとともに、ある程度熊山、吉井でその手法についても問題点を確認しながらモデル地区等で問題点を抽出していきたいと思っております。

それから、山陽、赤坂地域につきましては、山陽はもう合併以前から、赤坂については合併以後18年度のモデル地区を経て19年度からリサイクル推進員をお願いしておりますので、こういった推進員の方々のお力をかりて分別の周知徹底をお願いしていきたいと考えとります。山

陽、赤坂地域の分別の統一よりも熊山、吉井の分別の統一にまず力を入れて、確実に収集体制を構築していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（佐藤武文君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） 先ほどの説明で、工期がちょっと不安的な考え方になったんですね。というのが、どうも今の状況からいきますと、年内にこの工事が完成するということについてはどうもできないような状況ではないかというふうに思います。そのような中で、やはり不安になってくるのが、3月31日までに現施設が完全閉鎖になるのだろうかという不安の要素が出てまいります。先ほど中島区の地元の区長さんのお話も出ておりましたように、非常に中島の地区の人たちにとっては厳しい見方をされて、私にも厳しい意見を私は聞いております。もしこのことが守れなかった場合には、私は4月1日も焼却するということについては視野の中に入れておりませんということを市民の皆様方にも言っております。そのことについての確認をさせていただきたいんです。もしできなかった場合には、どこかに焼却依頼をしていただけるのかどうかという、仮定の話ですけど、もしできなかったらそういうことも視野の中に入れていただけるのかどうかということをちょっと確認をさせていただきたいんです。

それからもう一点、灰を今現在持ち出しておる、どこかよく知りませんが、県外のほうへ持ち出しておるところに、持ち出すからいいんじゃないかという考え方は私は全くこれ違うと思うんです。当初の計画のときに、どういう計画を立てておられましたか。それを既に忘れとられるんですね。山口まで、私たちは、宇部興産でしたか、セメント工場まで見学に行かせていただいたんですね。灰をセメント化をすることによって灰の減量化を図るんだということを説明を受けておったんですね。これをその市外へ県外へ持ち出すということについては、当初の計画から大きく的が外れてくるんじゃないですか。だから、私は火入れをするということについては、これは受け入れることはできないんじゃないかということを私は申し上げとります。その点について再度見解をいただきたいというふうに思うんです。灰だけではなく、唐津とその他ガラス類も含めて不燃物についての捨て場も要るわけなんですね。それを、ほんなあどう考えておられるんでしょうか。その点について、分別方法についてはもうよろしいですから、そのことについて御答弁いただきたいと思います。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 今26年3・31までに間に合うのかということなんですが、今月2回のプラントあるいは建築、土木の工程会議を重ねていっとります。その中で、計画の工程、期限、それから現在の実績の期限ということでチェックをかけていっとります。じゃあ、間に合わなかった場合、ほかの施設で焼却委託できるような段取りをしているのかということですが、今現在ではしておりません。赤磐市のごみにつきましては、県の広域化計画の中で備前ブロックという位置づけがございます。したがって、まず和気北、それか

ら備前市、瀬戸内市、こちらのほうとの焼却委託の調整、それができなかった場合には岡山市へという流れで調整をさせていただくこととなりますが、今現在は工事の期限内完成を目指して業者と調整を重ねて期限内完成を第一優先としとりますので、御理解いただきたいと思ます。

それと、処分場なんですけども、処分場につきましては津崎地内に処分場をとということで、津崎地区の役員の皆さんとも話をさせていただいて、優良農地に処分場をつくることは忍びないということから津崎地内の谷を紹介していただいた経緯があります。しかしながら、そこを測量、調査しました結果、赤磐市の処分量であります2万2,000立米、15カ年の容量を確保できる谷ではございませんでしたので断念しまして、吉井、熊山、赤坂の区長さん、候補地を上げていただいとる区長さんと協議しまして、最終的に熊山、吉井の草生地区との比較設計をしまして、候補地を石蓮寺地区として決定しとります。こちらのほうの着手のほうがおくれとんですけども、その部分について処分場のほうの供用開始が間に合わなかった場合、津崎の火入れができないというふうな御意見でございますけど、先ほども申し上げたように、そういった担当としての認識は考えておりません。津崎地区とのお約束は、津崎地内に処分場をつくらない、持ってこないということでしたので、もし処分場が市内に津崎の供用開始までに完成しない場合は、県外搬出を継続していくことになるかと思ますけども、御理解いただきたいと思ます。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） その辺が議会と執行部との見解の相違があるんですね、地元ともあるかもしれませんけど。灰を地区内につくらないというのが、一つの私は条件じゃなかったと思うんですね。灰を持ち出すというのが条件だったんですね。だったら、今の状況だったら要するに県外へ灰を持ち出すと言っても、一時保管はしなければならいんじゃないんですか。だったら、言ようこととやりようことと違うんじゃないんですか。一時保管どこへするんですか。今あるふれあい公園の前へ一時保管またするんですか。これの調整はできとりますか。この調整は、誰とどこでどういうふうな形でやられたんですか。あそこが灰の一時保管の場所ということについては、私はそういう形にはなっていないと思うんですね。それは、行政側が勝手にそういうようなことをしておられるんであって、地元とのそういう覚書、協定書というのは私は存在してないと思ます。また、それから、ガラスあるいはその他、唐津物とかの廃棄物をほんなあどこへ置かれるんですか、このことについて。どこへ処分場があるんですか。そのことについて答えてください。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 処分場というのは、最終処分場です。それから、焼却施設、リサイクル施設は、いわゆる中間施設という位置づけでございます。

先ほど来お話をいただいております灰につきましては、当初の計画どおり、約15%をセメン

ト原料利用ということで、お話もありました山口県のほう、それからその後施設ができとります赤穂、兵庫県の赤穂のこれ住友大阪セメント、こちらのほうと連携をとってまして、26年度から持ち出しができるような形で、25年度試行的に新しい施設のほうからの搬出を考えております。

それから、焼却灰については、一応中間処理施設ですので、施設のほうにたまったものにつきましては施設から県外へ委託先の業者によりまして直接搬出していく予定でございます。埋立ごみにつきましても、粗大ごみあるいは資源化物の中のリサイクルできないもの、これにつきましては袋詰めして一定量たまりましたら搬出していく予定でございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

ほんなあ、ちょっと1時間ほど来とんですが、ちょっと10分ほど休憩してもよろしいですか。

ほったら、20分から再開します。

午後2時8分 休憩

午後2時20分 再開

○委員長（福木京子君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

それでは、どなたか。

はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） ちょっと藤井君、あら、藤井君おらんな。

○委員長（福木京子君） おらんのか、ごめん。

○委員（実盛祥五君） ほったらええわ。市長のほうにちょっとお尋ねします。

資源の回収をちょっとやめるという、この学校のPTA関係がやっとなるやつをやめるというあれなんです、ちょっとそこらをよく検討して、話し合いをよくして、やっぱりペケにすんじゃないしに、今までどおり進めていただきたいと思いますので、市長ちょっとよろしく願います。

○委員長（福木京子君） 藤井参与がおられないんで、ちょっと担当課長、課長。担当課長で、黒田課長ですね。

よろしいですか。

はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 先ほどの話は、資源回収の関係ではございましょう。今その廃止ということで、平成26年からということで考えております。さきにもありましたが、この資源回収につきましては、市民の方が自主的に資源の再利用と、それからごみの減量化を図るという大きな目的の中で奨励金を交付するという制度が平成17年から始まっておりまして、これまで多くの方の団体の活動によりましてごみ分別、それからリサイクルへの理解というところが

向上が図られてきたという現状があります。平成17年からもう今回約8年目を迎えたという状況にもありまして、その制度が目的としている市民の自主的な資源回収意識というものも大きな問題だろうと思います。こういったものが、8年たってある程度その自主回収団体の数というものも大体一定の推移をしてきている状況で、ある程度ごみ資源回収に対して自立してできてきたのではないかなあというふうに考えられるところがあって、一定の役目が十分果たしてきたというふうに考えた結果、先ほど最初にもありましたけど、集めた資源回収物を廃品回収会社に販売して収益を得るということにあわせて市からキロ4円の報奨金を交付しているという現状がありますので、市の補助金を見直すという行財政改革の中の部分と照らし合わせて環境課でどういったものが削減に向けて進めていけるかということを考えてときに、先ほど言いましたように、一方で資源を得られるという自立した形ができておりますので、ほかの補助金との比較の中で資源回収の報奨金の部分を、メスを入れるという言い方が適正かどうかわかりませんが、そういった形で考えていきたいというところから出発しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（福木京子君） はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 新しい市長が対話を主張しとられるんじゃから、まあPTA関係とよく対話せられて、すぐやめる、やめるというんじゃなしに、やっぱり納得するような話し合いをしてから決めるようにしていただきたいと思いますので、どうですか、黒田さん。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 市民との対話ということで、これからそれ重要な案件だろうと思います。ただ、現在そういった市の役目として、これからの財政を担う立場の部分でお話という部分も必要かとは思いますが、全体を見た中でやはりそれを検討する上で、かえって逆に市民に利益が上がるという部分も出てきますので、全てをその対話という部分で解決していくのはある程度無理の部分が生じるのではないかと考えています。

○委員長（福木京子君） はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 黒田君、対話というて、そりゃ苦勞ないんですよ、理解するまで話をしたらいいんですからね。

へえじゃから、最後に市長にちょっとお尋ねしますが、やっぱりこれPTAがやって、またこの年寄りが喜んどんですよ、子供が声をかけてくれるというて。へえで、年寄りが楽しみにしとるところもあるんですよ。じゃから、そこらを一遍にぼんぼんぼんぼん切るばあが能じゃないんで、よく話し合いをしてやっぱりやってもらいたいと思います。市長、どうでしょうか、ひとつ一言。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 御指摘の点、よく理解しております。この報奨金のことに関しては、審議会等でも御議論いただいて一定の方向性を出したものでございます。そういったこともあ

わせて考えまして、この関係者への説明、これは必ず必要というふうに考えておりますので、そこでよく御意見もお伺いして、その後にもまた判断した上で議会のほうへお諮りをさせていただけたらと、このように思っております。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 23ページの24年度報奨金、4円、キロ4円じゃな。せえと、売却収入書いてあらあな。例えば一番上の例をとって、こりゃ6,900というのは、こりゃ何、キログラム。へえ、それに4円掛けたものが7,570円ということ。

○委員（原田素代君） 報奨金と売り払い金、別々なんです。

○委員（行本恭庸君） うん、じゃけん、おめえに聞きようりゃあへなあ。

ちょっとそこ説明ようわかるようにして。

○委員長（福木京子君） 質問よろしいか。

○環境課長（黒田靖之君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 23ページの一番上に平成24年の回収量、へえから24年報奨金。一番上の山陽桜保育園さくらんぼ会、これが2,725キログラム、これに対して4円のキログラムの報奨金を掛けたものが6,900円、その横に売却収入7,570円とあります。これは、このさくらんぼ会が廃品回収会社に販売、持って行って売ったお金です、それが7,570円。市のほうからは、もうこの真ん中の報奨金というものをお出ししております。売却収入というのは、さくらんぼ会さんが独自で売却された金額という形になります。

○委員長（福木京子君） わかりました。

○委員（行本恭庸君） はい、わかりました。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） この表を見ると、場所によってはいろいろ金額の差があるんですが、いずれにしても、一生懸命やられて幼稚園や小学校のために、中学校のために一生懸命PTAの方がやられとる努力のたまものがここへ出とると思う。これがなくなるということは、ほんなあそれだけのものを何かの見返りでやったげんことにゃあ、十分なお金が出とるわけじゃないんでしょ。ですから、一生懸命保護者の者は苦労されて地区民の方に協力願うて集めて金にしとるわけでしょう。それをのうするということは、お金がちいと節約せにゃあいけんから、例えば4円のところを2円にするとか3円にするというんなら、そりゃあ理解できるで。これをゼロにするというのは、もうちょっとほかの方法でそれをカバーしたげるんならええけど。それ約束できますか。

○委員長（福木京子君） さあ、どなたが答えられますか。

はい、市長。

○市長（友實武則君） 御指摘の点、理解できます。その御意見も踏まえて、この審議会の答申された内容を検証しながら皆さんとの相談をさせていただいた上で、最終的な判断をさせていただきます。

以上でございます。

○委員（行本恭庸君） よろしくをお願いします。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 一般質問でも発言させていただいたように、この審議会ってことのある方に私は随分おかしいと感じるんですね。

それで、一般質問でも言いましたように、3つの議案について過半数の賛成なんです。てことは、反対者が全部いるんです、審議会の中に。てことは、やっぱり異論があるわけです、今回これでざっとこの資料つけていただいた中身について。審議会ってのは、通常はよっぽどでないと全員一致で通るものだと私は思いますし、過半数により採決ってということについて、その反対者の意見がきちっと私たちも知りたいと思います。ていうのは、今こういうふう既にいろいろな御意見が出てるわけですから。結果としては、審議会に任せてるのだから、そこに口を挟むなというお気持ちはわかりますが、ただやはりそれが満場一致で賛成して提案されてるならそれなりの説得力もありますけど、全ての議案について反対者がいる以上、やはりそのことについて審議会としてもう一度やっぱり私たちもそういう中身を知りたいですし、多くの問題があるというふうに思っているんで、審議会そのものについてやっぱり運営上の問題がちょっと問題があるなあと考えております。申しましたように、七十何ページでしたよ、私が福木さんからいただいた資料は。それだけの膨大な資料を専門家でない人たちも含めて、ここにもあるように、3つの案が出されてたって、この3つの案に抵抗できるような対案なんて出せませんよ、普通。そういう意味では、何かすごい乱暴な審議会のあり方だなあとというふうに感じております。だから、その審議会そのもののあり方をもうちょっと私は丁寧に進めて、それでできれば全員賛成で進めていくような答申をしていただくようお願いしたいなっていうのがまず1点と。

それから、申しましたように、この報奨金とあわせて燃やしちゃうっていうこと、要するに3案あって一番お金のかかからないのが燃やしちゃうことだと。月26トン、年間三百二十何トン、燃やしてしまえば一番お金がかからないという、これは明らかに間違いだと思います、リサイクル進めていく上で。そんなこと言ったら、ペットボトルだって助燃剤で燃やしちゃえばいいんです、そのほうが助燃剤要らないわけですから、熱効率の高い。そういうふうに、合理化というか、要するに費用対効果で問題をすりかえていくと、やっぱり基本となるリサイクルであり、ごみを減らすということについて市民の納得が得られなくなると思います。だから、かけるところはかけなきゃいけないだし、要するに省けるところは省けばいいんです。そののはざまとか読みをちょっとどうも、今回のこの藤井さんたちがやってるこれだけの膨大な資料

をつくるのはどれだけ大変かというのは承知してますが、やり方について多くの問題を抱えてるというふうに思っております。ですから、もう一度審議会のあり方の問題と、それから燃やしてしまうというその選択についておかしいと思いますが、もう一度御答弁を願いたいと思います。

○委員長（福木京子君） どなたがされますか。

○委員（原田素代君） たしか、市長は本会議場でいろいろ考えたいとおっしゃってたので、もう一度そこを。本会議場で答弁いただきましたよね、一般質問に対しての、もう一度。

○委員長（福木京子君） 市長に対して答弁をいただければいいんですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。今質問されとったこと。

はい、市長。

○市長（友實武則君） 審議会のあり方については、審議会の中での説明等、問題があるのなら、そこはしっかりと見直していくべきだとも思いますが、この審議会で行政のみならず市民の皆様あるいは専門の皆様の御意見を聞いて、ある一定の市政の運営方針を出していただく、提案をいただくということについては、これは行政としても重要だと思っておりますので、今後もうこういったやり方というのは継続させていただきたいとは思いますが、御指摘のように、議論の仕方あるいは提案の説明の不十分さ等があるのなら、そこは改善してまいります。

以上です。

○委員（原田素代君） 剪定枝を燃やしてしまう方法についておかしいのではないかという意見ですが。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 剪定枝を燃やしてしまうことがおかしいということもあろうかと思いますが、確かにリサイクルできるものはリサイクルする、これは基本にあると思います。しかしながら、今のチップがストックヤードで山積みになっている、使い切れてないっていうのも一つの課題になろうかと思えます。また、これのランニングコストっていう問題も一つの問題です。ですから、そういったものをかけ合わせて総合的な判断が必要だというふうには考えません。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 総合的な判断で要するに燃やしてしまうという判断をされたということですよ。まだこれから幾らか猶予があるんですか。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） この今の現時点では、この審議会の出された答申、これは信頼性のあるものとして受けとめてはおります。

○委員長（福木京子君） 答申を受けとめてるということです。

○市長（友實武則君） 以上です。

○委員（原田素代君） 意味がわからん。

○委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） どうされるんかって聞いているんです。

答申を受けて、答申どおりおやりになるのか、猶予、まだ考える余地があるのかっていうそこをお尋ねしたいんです。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 現状では、この3案示されておりますけども、これ以外に有効な方法があるようなら考えますけども、今の現状にある材料だけで判断するのであれば、これを支持していくというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

この問題についてはよろしいですか。ごみ問題については。

私も一言だけ言っときます。

前の審議委員でしたから、いろいろ議論して反対意見を言わせていただいとります。特に何かあるんですが、私は障害者団体の方たちが物すごう熱心にされてて、それから高齢の人がふえてる中で、もう電話して5階までとりにきてくださったり、すごい社会的貢献もされておられます。そういうことに対しても、ばさっとこれを切られたりするということは、これはやっぱり総合的に考えてみて市民の協力得られないんじゃないかなというふうに思いますし、今いろいろ指摘された件については再度検討をしていただきたいなあとは意見を述べておきたいと思います。

以上です。

あと、このごみのについては終わり……。

○委員（行本恭庸君） ちょっと確認しときますが。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） ちょっと確認しますが、これは3案というのは、これチップをつくらずにということですかね、チップにしたものを焼却するんか、どういうことですか。

○委員長（福木京子君） 藤井参与、答えられますか。

○市民生活部参与（藤井清人君） 1案、2案は、1案が剪定枝、それから草、そういったものをチップ化して堆肥化するというので、2案は草は燃やして、剪定枝、そういったものをチップ、堆肥化するという、3案はそれぞれをもう焼却処分するというものでございます。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） そうすると、今あるほんなあチップ、熊山に置いとると思いますが、シルバーが使ようるわね。あの機械はもう必要なくなるということでしょう。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 熊山にあるのは、いわゆる産業建設課、それから今の本庁の都市計画課が管理しておるものでございます。ここに書いておりますのは、桜が丘清掃センターで管理しておりますチップ車でございます。剪定枝については、山陽地域で行っております。それから、熊山、吉井地域については、燃えるごみ、あるいは枝等袋に入らないものは持ち込みで10キロ当たりの有料ということで処理しております。山陽地域につきましても、ボランティア活動、そういったものについては、今後も無料での対応をする予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（行本恭庸君） よろしい。

○委員長（福木京子君） よろしい。

そしたら次、説明がないですかね。

あと、市のほうからの説明がもう一つ残ってたんじゃないですかね。

○委員（原田素代君） 6 ページ。

○委員長（福木京子君） 6 ページ。

○委員（佐藤武文君） これで。

○委員長（福木京子君） うん、そっちのほう、そっちのほうですよ。

○委員（佐藤武文君） 質問になるん。説明した。

○委員長（福木京子君） あ、そう。説明は済みました。

何か質問があれば、6 ページ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） よくわからないんですけど、この訓令は本日夜予定されている懇談会を意味しているのですか。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 本日夜予定しております懇談会のことでございます。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 何か珍しいなあと思ったんですけど、懇談会にわざわざ訓令で立ち上げるというのが。それも、任期の3条のところに審議が終了し、その結果を市長に報告するまでの間とするという非常に抽象的な言い方なので、本日ある会議が恒常的に行われるのか、この結果を市長に報告するまでっていうのがよくわからないのです。もうちょっと言うと、組織

のところは1から6まで書くそれぞれの参加者のプロフィールが出てますが、まずできれば名簿を出してください。どんな方が出ていらっしゃるのか。それから、市長はここに参加されないということなんですか。その2つについてお答えください。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） ここでの回数というのは、特に定めておりません。任期につきましても、ここに書いてますように、結果を市長に報告するまでの間ということで、必要があれば複数回ということも想定しております。それからあと、ここに市長も出席するのかということでございますけども、市長のほうは委員としてではなく出席はします。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、この懇談会は、基本的には市長は出席しないものなんですか、きょうは出席するけど。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 市長のほうは出席をいたします。

○委員（原田素代君） そしたら、組織の中に何で市長が入らないんですか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） この懇談会に市長の出席はということなんですけども、これは皆さんに自由に意見を言うていただくためにも、私は委員としては参加いたしません。事務者の一人として会議には事務局として参加をさせていただきます。

以上です。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 珍しい懇談会ですね。

任期の3条のところは市長に報告するまでの間と書いてありますが、御自分が出席されているのに報告を受けるわけですか。

○委員（佐藤武文君） 委員長、委員長。ちょっと委員長、よろしい。

○委員（原田素代君） ちょっと答弁だけ待ってください。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。

○委員（佐藤武文君） いや、ちょっとよろしい。

○委員長（福木京子君） ほったら、ちょっと、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） 一生懸命聞いとられるんですけど、我々議員は条例を審査するまでが議員の役目であって、規則とかこういうふうな訓令について我々が介入をしてああであるこう

であるということが言えるんですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員（佐藤武文君） いやいや、私はちょっと発言しとりますんで。

我々が、今その言うできるのは条例までなんです。あくまでも、この規則とか訓令とかというのは、内部の運用で市長が定められることであって、それ以上のことをやられるということは執行権の介入に私はなると思うんです。こういう形でやるということを報告受ければ、私はそれでいいのではないかというふうに思うんですけど。内部の中までは、いろいろ詰めて私はやるというのは、これは筋違いだと思っております。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。

事務局のほうへちょっとお聞きしたいんですけど、この訓令が出てくるというのは珍しいことで、情報公開で報告されるということはいいんですけど、今の佐藤委員の意見についてはどう判断すればいいでしょうか。

○委員（原田素代君） 当然でしょう、だって資料として出てんだから。

○委員長（福木京子君） うん。資料も出とるわけですから。

○委員（原田素代君） ああせえこうせえじゃない。どうするんですかって聞いているんです。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。

出たからには、やっぱこれは議論の対象にはなりますね。

○委員（原田素代君） よろしいですか。

○委員長（福木京子君） ちょっと待ってください。

○委員（原田素代君） 答弁聞いてください。

○議長（小田百合子君） 委員長、ちょっと休憩したら。

○委員長（福木京子君） 休憩にします。

午後 2 時 45 分 休憩

午後 2 時 46 分 再開

○委員長（福木京子君） 休憩前に引き続いて会議を再開します。

○委員（原田素代君） 委員長、まとめてください。

○委員長（福木京子君） こういう訓令とかそういう分は内部のことだから、一応報告という形でこれは出されたと思います。それに対して、ある程度の意見は言えるんじゃないか、意見、質問か、ある程度は範囲の中では聞けるんじゃないかということと言われたと思いますんで、公になったということは、その対象になると思います。

はい、市長。

○市長（友實武則君） お尋ねの点、まだお答えしてないことが 2 点ほどあったかと思いません。

まず、報告が必要なものなのかというお尋ねですけども、報告は必要と考えております。

また、この委員さんの具体的な名簿をというお尋ねが1つあったかと思えます。この名簿につきましても、この出席された委員さんに確認をとって、了解が得られるものは公表という形にはなろうかと思えますけども、了解が得られなかった場合にはこういった形でお知らせするようになります。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） たしか8人て聞いたんですけど、人数は8人で変わりはありませんか。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 人数のほうは8人の方を予定いたしとります。

○委員（佐藤武文君） そのぐれえでえんじゃねん。

○委員長（福木京子君） もうあと、ほったら、もう一、二点。

○委員（原田素代君） だから、今晚のことですよ、これは。

○委員長（福木京子君） そうですね。この厚生委員会に……。

○委員（佐藤武文君） 懇談についてやることはない言うん。

○委員（原田素代君） いや、だからその他ですから、今。

○委員長（福木京子君） 厚生委員会にある程度、だからある程度その辺はまとめて聞いていただいて、ある程度。余りずっとするんじゃないで、聞いてください。

○委員（原田素代君） いやいやいや、だから今その他でしょう。

○委員長（福木京子君） その他です。

○委員（原田素代君） これ議案として審議してないですよ。

○委員（佐藤武文君） 議案じゃありません。

○委員長（福木京子君） 議案じゃないんです、訓令。

○委員（原田素代君） その他ですよ。

○委員長（福木京子君） はい、その他。

○委員（佐藤武文君） 議案じゃありません。

○委員（原田素代君） ですから、今晚の懇談会についてお尋ねすることについてよろしいですか、委員長。

○委員長（福木京子君） 幾らかは言うてください。そんなにずっと深く……。

○委員（原田素代君） いや、この問題は、もうこの6月議会で大きな議案としてあることは多くの皆さん共通認識だと思うんですよ。それで、市長が公に今晚、要するに8人でやります

とおっしゃってるというか、新聞報道があったわけですから、当然私たち担当委員会としては、どういう形で運営されて、どういうふうに判断されようとされてるのか、私たちは聞く責任があると思うんですよ。聞かせていただきます。

○委員長（福木京子君） はい、言ってください。

○委員（原田素代君） はい。

○委員（佐藤武文君） いや、そりゃあ執行権の介入じゃあ。

○委員（原田素代君） あなた議員でしょ、いつから市長になったの。

○委員長（福木京子君） その判断は、ある程度……。

○委員（佐藤武文君） 委員長、できますか、あなた、責任を持って。

○委員長（福木京子君） 責任。

○委員（佐藤武文君） そりゃあそうでしょう。

○委員長（福木京子君） いや、ある程度聞くのはいいというて事務局のほうが言われたじゃない。

○委員（佐藤武文君） やらすんじゃったら責任持ってくださいよ。執行権の介入ですよ、これは。

○委員長（福木京子君） 佐藤委員はそう言われたけど……。

○委員（原田素代君） 何か言われちゃ困ることあるんですか、佐藤さん。

○委員（佐藤武文君） 私は何もありません。

○委員（原田素代君） だったらそんなむちゃに言うことないでしょう。

○委員長（福木京子君） だから、一応はこういう訓令……。

○委員（佐藤武文君） 執行権の介入になるんじゃないか……。

○委員長（福木京子君） ちょっと佐藤委員。こういう訓令とかそういうものは一応報告ということが基本なんですけど、特にここは急遽こういうことになったから、何ぼかは意見は聞かれたらいいと思いますが、それを突っ込んで、突っ込むと、どういうんですかね、ある程度の意見にしてください。

○委員（原田素代君） いや、だから常識的に質問させていただきます。

○委員長（福木京子君） だから、常識的に。

はい、そこまでにしてください。

○委員（原田素代君） よろしいですか。

○委員長（福木京子君） はい。

○委員（原田素代君） きょうのこの懇談会で、市長は再三おっしゃってる専門家の意見を聞いて判断したい、もっと言えば最良の判断を出したい、こういうふうにおっしゃいました。きょうのこの話し合いが終わった段階で判断を下すつもりがあるのかなのか教えてください。

○委員（佐藤武文君） そりゃ違よるが。話が違よるが、そりゃあ。

- 委員（原田素代君） 聞かれて困るような話なんですか。
- 委員長（福木京子君） そうじゃな、ちょっと。原田委員。
ちょっと待って。
- 委員（原田素代君） ちょっと待って。だったら、じゃあなぜこういうことを聞くかを説明しましょう。
- 委員長（福木京子君） だけど、それはもう……。
- 委員（原田素代君） ちょっと待ってください。説明させてください。
- 委員（佐藤武文君） 委員長の言うこと聞かれえ。
- 委員（原田素代君） いいって言ったんです。
- 委員長（福木京子君） いやいや、じゃあなくて、午前中やりましたね、この問題は、大分。
- 委員（原田素代君） いいえ、やってません。
- 委員長（福木京子君） いや、この問題じゃなくて。
- 委員（原田素代君） 繰越明許のことしかやってません。
- 委員長（福木京子君） うん、繰越明許のことでこの問題についてはやりましたね、診療所や市民病院。
- 委員（原田素代君） やってません。今晚の話はしてません。
- 委員長（福木京子君） いやいや、この懇談会のことではなくて。
- 委員（原田素代君） はい。
- 委員長（福木京子君） この内容、市民病院とか診療所の問題については突っ込んでやられましたね。
- 委員（原田素代君） 違う、繰越明許のことしかやってないですよ、議案がそうなんだから。
- 委員長（福木京子君） 繰越明許の問題なんですけど、内容的にはその問題について、病院、市民病院……。
- 委員（原田素代君） 今晚のことを聞くのは、当然担当委員会として責任があるでしょう。何にも知らないで、私たちは要するに外に外されるわけですか。私たちは傍聴さえできないんですよ。2年間やってきたことをですよ……。
- 委員長（福木京子君） ちょっと確認します。ちょっと確認します。
議事録というのは、とられます。
- 委員（原田素代君） ちょっと待って、じゃあ……。
- 委員長（福木京子君） ちょっと待って。
- 委員（原田素代君） ちょっと委員長、私がなぜ聞くかを佐藤さんが納得されないから説明しますが、6月中に市長は県へ行ってこの事業を進めるということを言わなきゃいけないこと

を……。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。

○委員（原田素代君） ちょっと待ってください。

○委員長（福木京子君） ちょっとそういう意見が出ておりますが……。

○委員（原田素代君） 聞いてください。

関係ないことじゃないんです。

○委員（佐藤武文君） いやいや、しゃべらせてあげるけど、協議会か何ですればええが。

○委員（実盛祥五君） 協議会で。

○委員（原田素代君） いいじゃないですか、このままいけば。

○委員長（福木京子君） 意見からちょっと3人出たんで、一応委員のあれで……。

○委員（原田素代君） その他だから言ってるんです。

○委員（佐藤武文君） ほんなあ個人的な見解で、委員会の中で私は聞きとうないもん。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。

そしたら、一応協議会にはさせてはいただくけど、傍聴の人はおってもよろしいですね。

○委員（原田素代君） よろしいですか。

○委員長（福木京子君） 一応協議会に切りかえをいたします。

午後2時51分 協議会開会

午後2時51分 協議会閉会

○委員長（福木京子君） 再開します、委員会に戻しときます。

それで、協議会という意見も出とんですけど、どうされますか。

○委員（原田素代君） いや、私はそもそも委員会のその他で議論すべき中身だと思ってるから、協議会にする意味が私はわからない。

○委員（行本恭庸君） こっから先は介入できんわ。

○委員（原田素代君） だから、介入とかじゃなくて……。何で介入なんですか。

○委員長（福木京子君） 一つのその中間の案としまして、傍聴の方にははいていただいてもよろしいか。

○委員（原田素代君） やれとかやるなどは言ってるんじゃないんですよ。

○委員長（福木京子君） そうして協議会で言わせて……。

○委員（佐藤武文君） 傍聴できません。だめです。

○委員長（福木京子君） いや、それは委員の人が了承すればいいでしょう。

○委員（佐藤武文君） いや、そう決まり事じゃから、そりゃあおえん。

○委員（原田素代君） だから、このままいきましょうよ。

○委員長（福木京子君） そしたら、もう委員会でいきたいと思います。

○委員（原田素代君） ですから、6月というお尻が切れてる事態であるから、私はきょうの

判断で市長は県へ行かれるように進めていただけるのかどうかを確認したいです。教えていただきたいです。そういう意思でやるんですか。それとも、この間全協のときに、市長はこういうに言いました。この後にまた熊山の方に説明したいと。そうすることは、20日の段階で決断をして、熊山の人に説明するのか、20日の段階でお聞きして、もう一度熊山の方に御意見を聞いて、まだその先に判断されるのか。だけど、6月いっぱい決めないと、いわゆる医師会のほうは破綻するんです。それは御承知のことです。ですから、そこは非常に今際どいところにいるので、今晚の会議が今の市長にとって判断の最終的な決断になるのか、まだその先があるのか、そこを教えていただきたいんです。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） きょうの会議の結果次第だと思います。結果ありきの会議じゃありませんので、きょうの御意見の内容次第、そういうに思っております。

以上です。

○委員（原田素代君） じゃあ、もう一つだけ。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、じゃあこの後もう一度熊山の方に御説明する機会をお持ちになるということは確かですね。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 熊山地域の皆様に限らず、市民の皆さんにお話しする機会を設けるのは必要と考えてます。

○委員（原田素代君） それは、6月中に全て終わらせる予定で進めるんですね。

○市長（友實武則君） 6月中と言っても、もう余りないので、6月の約束することできませんが、できるだけ速やかにやらせていただきます。

以上です。

○委員長（福木京子君） 答弁いただきましたから、原田委員。

○委員（原田素代君） 約束することはできないとおっしゃったんですね。

○委員長（福木京子君） はい、できるだけ早くやりたいということは言われました。

そしたら、この件はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） あとはよろしいですか、頸がん予防のことはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（佐藤武文君） 請願何かあった。

○委員長（福木京子君） いや、請願はありません。

一応全部来ましたが、委員さんからのほうはもうよろしいですか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、もうないようですので、以上をもちまして第5回厚生常任委員会を閉会としたいと思います。

閉会に当たりまして、安井副市長より御挨拶を願います。

○副市長（安井栄一君） 委員長、副市長安井。

○委員長（福木京子君） はい、安井副市長。

○副市長（安井栄一君） 委員の皆さんには、長時間にわたりまして慎重に審査いただきまして、ありがとうございました。

また、全議案御承認いただきまして、ありがとうございます。また、その他でいろいろな御意見をいただきましたので、皆さんの御意見を踏まえながら事業を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

きょうは、大変ありがとうございました。

○委員長（福木京子君） ありがとうございました。

皆様方には、本日は長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

これで本日の委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時54分 閉会